

平成19年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年6月13日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政 策 推 進 部 長	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環 境 経 済 部 長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	辻	昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入るまでに、教育部次長及び環境経済部長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、教育部次長。

教育部次長(常諾眞教君) 昨日の奥村議員の再々質問にお答えできないところがありましたので、改めてお答えさせていただきます。

平成17年度の30日以上の不登校の児童・生徒の人数をお尋ねでした。17年度、小学生が16名、中学生が36名でございました。

以上でございます。

議長(田中栄太郎君) 次に、環境経済部長。

環境経済部長(山田和広君) おはようございます。昨日、藤村議員の一般質問、環境基本計画の進行管理において再質問いただき、お答えいたしました内容に関しまして、一部訂正の報告をさせていただきます。

再質問の中で、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量の年次目標につきまして、環境基本計画と省エネビジョンの差異があった件につきまして、環境基本計画の目標の年度が間違いであるのご説明いただきましたが、訂正いたします。環境基本計画では、目標年次を平成25年度としております。これは、野洲市総合計画における地球環境の保全の項目に掲げました平成25年度に、現状値に対し20%減という成果目標と整合させた数字として表現しています。ただし、省エネビジョンの平成22年度の目標年次との調整をとるため、平成25年度までに20%削減という表現をさせていただいております。

以上、訂正させていただきます。

議長（田中栄太郎君） 以上です。

これより日程に入ります。

（日程第1）

議長（田中栄太郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は昨日と同様であり、配付を省略しましたのでご了承願います。

（日程第2）

議長（田中栄太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第19番、原田薫君、第21番、林克君を指名いたします。

（日程第3）

議長（田中栄太郎君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第8号、第2番、矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） おはようございます。2番、矢野隆行でございます。私は3問について質問させていただきます。

まずはじめに、「学校図書館図書整備費の予算は」ということで質問させていただきます。

子どもの活字離れが問題となる中、子どもがより読書に親しむ環境をつくるため、「子ども読書活動の推進に関する法律」の制定を公明党は推進し、平成13年12月に成立いた

しました。同法によって、学校図書館の充実を含む子どもの読書環境の整備について、国や地方の責務が初めて明記されました。同法の施行を受けて、文部科学省は平成14年度から平成18年度までの5年間、学校図書整備のために毎年度約130億円、総額で650億円を地方交付税で措置してきました。

これが平成18年度で終わることから、新たに平成19年度から学校図書館整備計画として、5年間で1,000億円、毎年度200億円を地方財政措置することも決まりました。1,000億円のうち400億円(毎年度80億円)は、蔵書をふやすための費用、600億円(毎年度120億円)は古い本を更新するための買い替えに充て、学校図書館図書標準(学校が整備すべき蔵書について公立小、中、盲、聾、養護の各学校の学級数別に定めたもの)の達成を目指すことが目的であります。

ご承知のとおり、地方交付税で措置されたものは用途が制限されません。つまり、自動的に図書の購入費として使われるわけではなく、どう使うかは各自治体の裁量により、他の予算に流用されることもあります。ですから、図書費として確保することが必要であります。

平成19年4月発表の学校図書館の現状に関する調査結果によると、学校図書館標準を達成しているのは、改善は見られるものの、小学校では40.1%、中学校では38.5%、依然として50%にも満たないのが現状であります。

また、各都道府県別小学校1校当たりの図書購入費、これは平成16年度の資料であります。全国平均では42万円、最低は青森県の19万1,000円、最高は山梨県の69万1,000円と、3.6倍もの格差が生じております。各地域において、未来を担う子どもたちのために、よりよい読書環境を構築するため、学校図書の整備費拡充に向け、さらなる予算獲得への取り組みを推進してもらいたいものであります。

そこで質問でございます。

- 1、本市におきまして、図書の整備費はどのような状況になっておるのか。
- 2、「こども読書週間」は定着してきているのか。
- 3、子ども読書活動推進基本計画の現状はどのようになっているのかお聞きします。

次に、療養病床の転換支援に関する当面の追加措置についてお伺いいたします。

3月末に厚生労働省が療養病床の転換支援に関する当面の追加措置について公表いたしました。療養病床に関しては、必ずしも医療の必要性が高くない方が入院していることが少なくありません。いわゆる社会的入院と言われるケースでございます。医療ニーズが低

いは入院といいながら、実際には介護保険施設の利用と同じような状況にあります。そのため、高齢者に対する適切なサービスの提供や限りある医療費や介護サービス費の効率的な活用などの観点から、昨年の医療制度改革の中で、療養病床の再編成が行われることになりました。療養病床は、現在全国に約 38 万床あり、医療保険適用が約 25 万床、介護保険適用が約 13 万床に分かれております。提供されるサービスは実質的に同じでございます。

再編成は、療養病床を医療の必要性が高い方に対して必要なサービスを医療保険から提供するものとして位置付けると共に、医療の必要性が低い方に対しては、介護老人保健施設などの介護の施設や在宅で、その人に適した介護サービスを受けていただくようにしていくために行うものでございます。

再編成の進め方は次のとおりとなっております。

- 1、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続する。
- 2、介護療養病床は平成 24 年 3 月に廃止、それまでの間に老健施設等への転換を進める。
- 3、療養病床の再編成を踏まえ、地域のサービスニーズに応じたケア体制の整備を計画的に進めることとなっております。

今後、重要になってくるのが上記のうち 2 番の老健施設への転換でございます。昨年、療養病床再編成の打ち出しを受けて、不安の声が寄せられており、従来の療養病床を老健施設等にそのまま転換して、引き続き必要なサービスを受けられるように円滑に移行されることが大事であります。そのために、転換支援措置が設けられております。医療療養病床を対象にした都道府県交付金や、介護療養病床を対象にした市町村交付金などがあります。また、3 については都道府県が今後地域ケア整備構想を策定することになっております。

厚生労働省は、病床転換についての動向を探るため、都道府県における療養病床アンケート調査を行い、今年 3 月にその結果を公表されました。それによりますと、療養病床からの病床転換については、移行未定が 30% 以上に上がることがわかってきました。そこで、厚生労働省は病床転換を促すため、療養病床等から転換した老人保健施設に対する施設基準等の緩和など、転換支援に関する追加措置を発表しております。厚生労働省では、これを第一弾として、この夏にもさらに次の追加措置を検討しているとのことでもあります。

また、一部報道によりますと、厚生労働省は平成 23 年度末までに療養病床を 6 割減ら

して15万床とする削減計画について見直し、この秋にも削減幅を緩和する方針とされており、こうした動きについても、しっかりと見守っていきたいと思います。

そこで、質問でございますが、

1、療養病床について、入院患者の方から入院期間が制限され転院先がない状況の中で退院を余儀なくされるのではとの不安の声が寄せられている現状を認識されているのか。その点について本市の取り組みはいかがか、お聞きいたします。

2、本市において療養病床の考え方は、また今後の受け皿はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、3番目でございます。有機農業推進法が制定されたということでお伺いいたします。

環境にやさしい農業に取り組む農家を支援するため、有機農業の定義を緩和して普及を促進する「有機農業の推進に関する法律」が平成18年12月8日に成立し、同月15日に公布、施行されました。この法律は議員立法でございます。

有機農業は、農業の自然環境機能を大きく増進し、農業生産による環境への負荷を低減するもので、また安全で良質な農産物に対する消費者の需要に対応したものであることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、消費の各過程においてその推進のための取り組みが求められています。しかし、これまで有機農業の推進だけを目的とする法律がないこともあり、有機農業により生産される農産物はなかなか増加していませんでした。

そうした状況を打開するため、平成16年11月に超党派の国会議員の有志が、有機農業の確立とその発展に向け、法的な整備も含めた実効ある支援措置の実現を図ることを目的として、有機農業推進議員連盟を設立、有機農業実践者、研究者、行政等との連携のもと、その実態と問題点を調査、研究し、今回の議員立法へとつながったものであります。

生産、流通、消費、それぞれの側面から有機農業を推進するための施策を総合的に講じることを基本とした法律が成立したことは、我が国の有機農業の発展に重要な意味があります。今後、農林水産省は食料・農業・農村政策審議会での審議等を踏まえ、基本方針を制定する予定であります。その後、基本方針に即して各都道府県が推進計画を定めるように努めていただくことになっております。食育や地産地消への関心の高まりもあり、農業者の経営安定化にも資するテーマだけに、各自治体の早目の取り組みを促すことが大事だと思っております。

本法律案は、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであると共に、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、有機農業の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにすると共に、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じようとするものであります。

そこで質問いたします。

1、有機農業者及び有機農業を行おうとする者への支援はどのように進めておられるのか。

2、有機農業に関する技術開発の促進のための研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報提供はどのようにされているのか。

3、消費者の有機農業に対する理解と関心の増進のための広報活動はどのようにされているのか。

4、有機農業者と消費者との交流の促進はされているのか。

5、有機農業の推進に関する調査の実施はされているのか。

6、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援はどのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） おはようございます。ただいま矢野議員からご質問がございました「学校図書館図書整備費の予算は」についてお答えを申し上げます。

第1点目の図書の整備費につきましては、前年比1%と微増ではありますが、小学校6校分で183万5,000円、中学校は3校分で130万円を予算化しております。

2点目の「こども読書週間」についてでございますが、4月23日から5月12日までという時期は、学校では年度の初めで、修学旅行や家庭訪問等の行事があり、また図書委員会等の活動も始まったばかりで、大がかりな取り組みが難しい状況でございます。「こども読書の日」の4月23日には、教員による読み聞かせや図書館ボランティアによるお話し会などを実施いたしております。なお、既にご承知のこととは思いますが、北野小学校が今年度読書活動優秀実践校として、文部科学大臣より表彰を受けました。

3点目の、子ども読書活動推進基本計画の状況についてお答えを申し上げます。

滋賀県では、平成18年2月、滋賀県子ども読書活動推進計画を策定され、本市におきましても平成18年度に生涯学習課が事務局となりまして、野洲市子どもの読書活動推進計画策定委員会を策定いたしまして、これまで3回の委員会を開催してまいりました。計画案に対しまして、さまざまなご意見を各委員からいただいております。現在、本年度の上半期を目処にこの取りまとめ作業を行っておりますので、ご報告申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） おはようございます。矢野議員の療養病床の転換に関します当面の追加措置についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の療養型医療施設から退院を余儀なくされるかもしれないとの不安の声の現状認識につきましては、本年3月、利用請求分で13施設、34人の利用者がおられますが、すべての利用者の思いの把握は難しいものがあります。

次に、介護療養型医療施設での入院期間につきましては、施設によって期間を定めているところや特に定めていないところなどさまざま、本市の被保険者が入院中の13施設については体の状態はともかく、単に期間をもって退院を迫ったケースというのではないと聞いております。仮に、単に期間をもって退院を迫るケースが出てきたとしたら、施設としては他の施設の空き状況を確認したりします。また、市としましては、地域包括支援センター等が相談に乗り、他に考えられる施設の紹介や在宅サービスの組み合わせを考え、その人、その家族に合ったサービスの案を示し、対応をしているところでございます。

また、介護療養型医療施設の残りの存続期間から利用者がいろいろ不安を抱かれることは理解できますし、その人が利用している施設の今後の動向が直接聞きづらいのであれば、本市がかわって聞いていくようにしていきたいと考えております。

2点目の質問ですが、まず療養病床については、市内には介護療養型の施設はないことから、市外の施設に頼っておる現状です。介護療養型のこれからの存続年数からして、新たな施設整備は考えられないことから、残りの期間もこれまでどおり市外の施設にお願いすることになります。

次に、今後の受け皿につきましては、今後出される国の具体的な方針や県の地域ケア整備構想等をもとに、来年度策定する第4期介護保険事業計画、平成21年から23年までですけれども、の中で、どうしていくのかの方針を策定することになる予定であります。

したがって、現時点でははっきりとしたことは申し上げられませんが、今ある情報の限

りでは、割合の高いものといたしましては老人保健施設への転換、その他に在宅サービスの中でも実質施設系的なサービス、例えばケアハウス、有料老人ホーム、グループホームなどでございます。への転換が有力ですが、いずれにいたしましても、具体的には来年度以降に検討することになりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 矢野議員の有機農業推進法の制定に伴うご質問にお答えいたします。

まず、1点目の有機農業を行う農業者の支援策であります。本市では今年度より環境こだわり農業の推進を図るため、集落で化学合成農薬、化学肥料の使用量の削減などに取り組んでいただくことに対して、農地・水・環境保全向上対策事業を通じて支援する取り組みを行っております。

次に、2点目の技術開発のための研究施設の整備や普及指導及び情報提供でのご質問ですが、国、県の規模で行う事業と考えますので、市の研究施設整備やそこでの研究成果の普及活動を行うことは考えておりませんが、情報提供の機会などは考えてまいりたいと思っております。

3点目の消費者への広報活動におきましては、地産地消の面から地元農産物のPR等の中で、有機農業について紹介などを考えてまいります。

4点目の消費者との交流活動の促進については、19年度から県事業であります「親子のおにぎり体験事業」で、生産者と消費者の交流活動を3地区で実施します。地産地消の面から、この事業を定着させたいと考えております。

次に、5点目の有機農業の推進に関する調査の実施ですが、今後国におきまして本調査の予定がありましたら、市としても協力してまいりたいと考えております。

次に、6点目の国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援ですが、国、県の動向を見極めながら対応していきたいと考えております。

以上、矢野議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） それでは再質問させていただきます。

学校図書整備費につきましては、今小学校6校分を平均いたしますと1校当たり30万5,000円になり、全国平均から見ますと11万5,000円ほど少ない予算になって

おりますが、この点についてどのようにこういう低い数字になっているのかお考えを伺います。

また、学校図書標準が平成5年に公立義務教育の学校図書館の図書整備費の目標を制定されておりますが、達成小学校は平成17年3月時点では小学校で37.8%、中学校では32.4%ありますが、本市といたしましてはどの程度になっているのかお伺いいたします。

療養病床の件でございますが、各都道府県におきましては、地域ケア整備構想を平成19年度夏から秋ごろを目処に制定することになっております。その動向を見て対応とのことですが、3月定例会で豊政会の方からのこの療養病床の質問に対して、野洲病院が早期に具体的な構想を示せるよう、プロジェクトチームを新たに市役所内に結成させ、これをもって地域医療推進委員会へ提案し、早期に実現に向けた支援と協力をしてまいりますと答弁されておりますが、この点はどこまで進捗されたかお伺いいたします。

次に、有機農業につきましては、これは6点にわたって質問させていただきます。

1番目に、環境こだわり農業の推進を図るために化学肥料使用の削減などに取り組むことに対して支援がされているとのことですが、具体的には1ヘクタール当たり幾らの支援がされておるのか。また、有機農業をする上でその分恐らく人手、手間がかかるわけですから、お金ではないと思うのですけれども、それを換算して十分に手間の分が補充されているのか見解を伺います。

2番目の質問ですけれども、これから農業を支える有機農業でありますので、ぜひともしっかりとした取り組みをしていただき、野洲市から発信できるものをつくってもらいたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

3番目に、消費者はまだまだ有機農業に対して認識が薄いと思しますので、もっともっとアピールできないものか見解を伺います。

4番目に、地産地消の面からもさまざまな取り組みが必要と考えますが、何か他に事業計画があるのか、お考えをお伺いいたします。

5番目に、野洲市のブランドをつくるためにも、国と言わずに次の目標になる調査を先手でやるべきだと思っておりますが、その辺のお考えはないのでしょうか、伺います。

6番目に、今後の農業後継者をつくる上でも前向きに取り組んでほしいと考えますが、その辺のお考えを伺います。

以上であります。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの矢野議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の1校当たりの図書購入費の平均額を出していただきました。なぜこういう低い数字になってくるのかというふうなお話がございますが、全体の教育費予算の中でそれぞれ効率的にといいますか、重点的に配分に努めているわけですが、この図書費だけを突出してということがなかなか困難な面がございます。なぜかと申し上げますと、教育費全体を見渡してみますと、学校施設等の緊急度の高い修繕の箇所がございますたりとか、あるいは安全、安心を高めるために必要な予算の配分でありますとか、そうした観点もございまして、今年度、19年度につきましては微増ではございますが1%増と、こういうふうな状況になってございます。

それと、中学校で見ますと、学校間で、これは購入費のことではないのですけれども、達成率の観点で見ますと、新設の中学校はどうしても分離をいたしますので、旧の学校から図書を持っていくということがなかなか難しい面がございまして、その点については整備率が下がってくるというようなことが事実としてあると思います。

ただ、2つ目のご質問で、平成5年に図書標準の設定というのが行われております。これに対しましての学校図書館図書標準の達成状況につきましては、平成16年度の状況になります。平成17年3月末現在ということになりますと、16年度の状況になりますが、本市では小学校で図書標準を達成している学校の割合は50%でございます。また、中学校で達成している学校の割合は33.3%というふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（竹内睦夫君） 矢野議員の再質問にお答えします。

1点目の支援でございますが、現在農地・水・環境保全向上対策におきまして、営農の支援というふうな形で今10アール当たり、先ほど1ヘクタール当たりというふうに言われましたけれども、10アール当たり6,000円の支援というふうなことでございます。

そして、発信できるものがないかというふうなことでございますが、生産者の方で今、野洲市において3名の方が有機農法をやっておられるということでございますので、こうしたことからこれについても応援をしていきたい。研究施設等については非常にお金のかかる話でもございますので難しいと思いますが、情報の提供等はしていきたいと思ってお

ります。

そして、3点目の消費者による理解なのですから、こうしたことにつきましては、JAにおいても環境こだわり農産物の認証制度を積極的に推進しているということですので、こうしたことを市としても交流の場を広げていきたいというふうに思っております。広報においても、JAの方で広報もしておりますので、そうしたことを推進していきたいと思っております。

4点目の交流の面、先ほど申し上げましたけれども、県の方で親と子のおにぎり体験ですか、これをやっておりますので、まずは生産者と消費者の交流をまず図って、そうした中で有機農業による交流も深められたらと思っております。

5点目の調査でございますが、これにつきましても、ブランドを確立する意味で調査をすることはどうかというふうなことでございますが、JAが環境こだわりのこういうふうなこともやっておりますので、そうしたことが調査できれば市としても応援していきたいと思っております。

あと、後継者の育成面でございますが、育成面でも推進をしたらどうかということでございます。有機農業をするのは非常に難しい面がございます。やはりそうした技術の確立というふうなものも必要だと思いますので、そうしたことが国、県で対応していただければそうしたことを私どもも応援してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 矢野議員の野洲病院のプロジェクトの関係等についてお答えさせていただきます。

野洲病院におきます地域医療推進委員会につきましては、5月16日に開催させていただきました。推進委員会の構成の再確認、あるいは平成19年度の取り組みについて協議させていただいております。また、庁内におきますプロジェクトにつきましては7月を目途に野洲病院移転構想推進プロジェクトチーム設置要綱を定め、その中におきまして地域医療体制の整備、あるいは病院移転に関します支援策等、それぞれの課題を解決しながら地域医療の充実に向けて取り組んでまいりたいという形で、現在進行をしている状況でございます。

また、先ほど出ております地域ケア構想等、また国の構想も合わせながら、その中で地域医療の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思

います。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 矢野隆行君。

2番（矢野隆行君） では、再々質問させていただきます。

学校図書整備費でございますけれども、国におきましては増加させる分として地方財政措置をされているわけでございます。平成14年度から18年度、毎年130億円を投入してきたわけであり、しっかりと目的を達成していただきたいと思っております。

また、今回19年度から23年度までの五カ年間、学校図書標準の達成を目指すこととなります。財政規模は1,000億円、内容は増加分400億円、さらに更新分が600億円となります。本市におきましても、この達成を、先ほど財政が大変とおっしゃっていましたが、この辺の国から下りる分をやはりすそ野まで下ろすのが道理と思っておりますが、この辺についてお伺いいたします。

療養病床につきましては、今後本格化する療養病床の再編成を踏まえ、各地域におきましてはその受け皿をつくるのを含め、将来的なニーズや社会資源の状況等にも即した地域ケア体制の計画的な整備を行う必要があります。安全、安心のまちづくりの柱であります地域医療にするためさらなる努力を要望しておきます。ここで、野洲病院に対する今後のスタイルをどのようにお考えか、市長の思いを一言お聞かせ願えれば助かります。

次、有機農業につきましては、今、麦刈りが最盛期であります。有機農業の観点から伺いますが、刈り取った後の麦わらを野焼きされている方と、そのまま野焼きせずに耕運機で耕し土と混ぜておられる方がありますが、どちらを推進されているのか。また、先日は野焼きされていて、消防署に通報されまして、吉地か西河原でしたけれども、消防署が来る以前にとまったわけですけれども、こういった観点は、環境面からしても二酸化炭素の抑制に野焼きは余り勧められない状況と思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 矢野議員の質問で、思いを語れということですので、思いは、理想は非常に高うございますので、お話しをさせていただきます。

まずお尋ねの療養型の医療施設なのですが、これはご承知のようにもう残りの残存期間が少ないということですね。ゆくゆくは廃止されると。だから私はやはり基本的には在宅

に頼る以外はないのではないかと、こんなふうに思います。

そこで、施策として私はあらゆる会議でお願いをしているのですが、少なくとも地域の皆さん、言うならば市民全般で、少なくともヘルパーの2級ぐらいの知識、技能を持ってもらいたい。そして、在宅で介護支援ができるような組織づくりをしていきたい。それは市民が地域で、家庭で支えていこうという基本的な理念にマッチして行くのではないかと、こんなふうに思いますので、そういうことから在宅に対応できるような一つの療養型の考え方を持っていきたいと。

もう一つは、先ほどプロジェクトチームを発足した、あるいは7月から病院とのという話なのですが、実は野洲病院特有の施策が必要なのですね。ご承知のように、玄関の方の病棟は新しゅうございます。これは建築法からいっても新しいのですが、奥の、特に手術とか検査とかリハビリをやっている病棟が、耐震補強工事にかからないのですね。だから、何が起きても、災害が起きても生き残る病院が、ややもすれば一番に倒れるのではないかとこの危機がございます。だから、それをどうするかというのが野洲病院に対する大きな課題なので、私は早急にプロジェクトを編成して、あの場所で補強するということはとても無理なのです。患者さんをあのままの状態に入れて耐震補強をするということは技術的に無理です。費用も倍ぐらいかかるのですよ。だから、むしろ新しいところに新しいものを建てたほうが安いと。安いというは何ですが、経費がかからないという思いをいたしておりますので、そこでするなら、やっぱり新しい病棟も含んで、外来ももちろんですが、私はそこで、生活習慣病等の検診を医療機関にお願いをしておりますね。今までは福祉センターでやっていたけれども。そういう検診も総合的にできるものを病院に合わせてつくっていけば、市民の皆さんの健康管理が十分に果たせるのではないかと、こんな思いも持っておりますので、思いをという質問でございましたのでお答えを申し上げておきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいま矢野議員からの再々質問にお答え申し上げますが、その前に申しわけございません、私のお答えの中で1点訂正をお願いしたい箇所がございます。最初にご答弁申し上げました滋賀県の読書活動推進計画が平成18年2月策定と申し上げましたが、平成17年2月策定の誤りでございます。申しわけございませんでした。

さて、読書活動の重要性につきましては、我が国の中高校生の読書離れそのものが憂慮

すべき事態に来ていると。学校をよみがえらせて生徒に生きる自信を与える朝の読書の取り組みを始めた学校もふえていると。ハイテク時代の今日、人類文化のすぐれた所産であります本、読書をいま一度見直すという趣旨から、こういうふうな市町村子ども読書活動推進基本計画につきましても書かれております。

そうした中でございますが、現状を申し上げますと、滋賀県の中では平成16年度末の実績ではございますが、公立小学校の達成校割合というのをランキングをしておりますが、県内で100%から75%の達成と言われている市町は4町ございます。続いて、75%から50%の達成というランクにありますのが本市を含めまして、16年ですので全市町の数は13市19町でございますが、4市5町という実情でございます。そういう位置にはございますが、議員ご指摘のとおり、子どもの読書に対しての重要性というのは十分認識をいたしておりますので、今後も引き続いて図書整備費、あるいはその達成に向けまして努力をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部次長。

環境経済部次長（竹内睦夫君） 矢野議員の再々質問にお答えいたします。

今、麦跡で麦わらを燃やしてきるではないかというふうなこと、野焼きというふうなことをおっしゃいましたけれども、あれは野焼きではなしに野洲市の火入れ条例に基づいて地ごしらえというふうな形でああいうふうな火入れをされておられるということですので、野焼きでないということだけご理解を賜りたいというふうに思います。

今おっしゃいましたように、この跡、麦跡に大豆を植え付けされるというふうなことで、早急にああして燃やしておられる方もおられるのですけれども、私どももできる限りすき込みをしていただきたいというふうなことはお願いをしております。また、火入れをされる場合につきましても、民家等に影響がないような形、風向きを十分に考えていただいて、そして影響があればすぐ消していただくというふうなことを指導しております。ただ、今年度も若干麦跡に水稻、また米を植えていただくのを一部お願いしております。この地域につきましても、すき込みをしますとガスが発生するからとかそういう弊害が出ますので、そうしたところについては火入れを行っていただくということになります。できる限りすき込みをしていただくようには指導してみたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第9号、第3番、梶山幾世君。

3番(梶山幾世君) 3番、梶山幾世でございます。平成19年度6月定例会において、私は4件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、多重債務対策強化のための相談体制の整備についてお伺いいたします。

政府の多重債務対策本部は、4月20日多重債務問題改善プログラムを決定し、昨年12月に成立した改正貸金業法の完全施行とあわせ、向こう約3年間、対策の車の両輪として集中的に各種の施策の実施に取り組みます。このプログラムは、現状の多重債務者の状況を改善すると共に、多重債務者を食い物にするヤミ金融の暗躍を食いとめることをねらいとしております。

消費者金融各社が加入している全国信用情報センター連合会の調査によれば、昨年5月現在で消費者金融から無担保、無保証で融資を受けている個人顧客約1,400万人のうち、5件以上借りている多重債務者は約230万人に上り、平均残高は200万円を超え、少なくとも1社に対し3カ月以上返済していない人が260万人いるとのことでした。

多重債務者のほとんどは、家族に内緒で借金して一人で悩んでおられます。破産や任意整理といった法的手段でほとんどの多重債務者は救済することができます。しかし、法的処理を支援する弁護士や司法書士は、国民から見ると敷居が高い存在となっており、多重債務者はなかなか解決の道筋を見つけられません。そうした状況の中で、住民に身近な自治体が多重債務者救済に積極的に取り組めば、大きな効果が上がります。

本市においては、2006年度消費生活相談総件数758件のうち、多重債務の相談が127件あります。本市の市民課、総合相談窓口は、各部署とのネットワーク体制を構築され、相談窓口の体制整備が他の自治体より進んでおり、全国からの視察も多いことは認識いたしております。また、本市の消費生活相談員は、相談者に安心感を与えられ、生活再建へのアドバイスも的確で救われたと多くの方から喜ばれております。

昨年相談されたAさんは、数十年家族の多重債務で悩んでおられましたが、相談員のアドバイスに従って手続をされた結果、その日から借金を支払わなくてもよいこととなりました。今年の初めに電話があり、「今年のお正月は数十年振りに借金を気にしないでお正月が迎えられ、夢のようでした。相談員の方のアドバイスのおかげです。心から野洲市に感謝いたしております」と泣きながら話されました。そして、もっと驚かれたのは、その後多額の利息の過払い金が返ってきたことです。

このように、相談すれば解決につながる多重債務者はまだまだおられると思います。市民税、国民健康保険税、市営住宅の家賃、水道代、給食等、滞納者のほとんどの方が多重

債務者ではないかと思われるくらいです。

また、Bさんは「消費者金融の取り立てが怖いから税金までは払えません、それでも払えというのなら死ぬしかないです」と話されました。その言葉に借金生活の悲惨さを痛感した次第です。この方も相談窓口へ誘導することができ、借金整理もでき、税金も納められるようになりました。今後は、税等の滞納者を減らしていくためにも、そして、何よりも市民が、また多重債務で困っている方が安心して生活を営むことができるためにも、多重債務者を見つけて相談窓口へ誘導していくことが大切となってまいります。

そこで、次の質問をいたします。

まず1点、現在の総合相談窓口は職員2名と消費生活相談員1名の配属です。多重債務相談プログラムの発表にもあるように、今後の相談窓口を充実させるためには、消費生活相談員1名だけではとても相談を受け付け処理することがオーバーワークとなっております。市民への対応に不備が生じております。相談窓口の充実を検討し、相談に専念できる職員の配置が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、市営住宅の家賃、上下水道使用料、保育料、公租公課などの滞納整理について、多重債務での悩みを聞き出し、丁寧に対応して消費生活相談に連携して債務処理につなぐことの施策について理解を持つことが必要です。実際、滞納している人にどのように督促し、また事情を聞いて多重債務問題を掘り起こして生活再建につなげるか。担当課のカウンセリングや消費生活相談への連携が必要です。各課ではどのように掘り起こしをされ、連携されているのかお伺いいたします。

3点目、滞納整理と生活再建を同時に進めることにより、市民の生活安定が図られます。また、市役所のメリットにもなります。各課の連携とばらばらにある部署、税金、保育料、水道料、国保料、介護保険料、給食費などを一括してまとめ、生活再建のための債務処理を同時に行う部門である消費生活相談をうまく連携させる機構改革が必要ではないでしょうか。

次に4点目、現在の消費生活相談の人員では絶対不足であります。職員も研修を受けサポート体制を充実させ、相談窓口の充実を図ることが必須であると考えますが、以上について当局の見解をお伺いいたします。

次に「教育サポーター制度の導入で楽しい学校に」についてお伺いいたします。

文部科学省は、企業を退職した団塊の世代の人材を教育分野で活用するため、教育サポーターの資格を2008年度にも創設する方針を固めました。一定の研修を経て、学校で

の指導法などを学んだ人をサポーターに認定するものです。教職経験こそないものの、能力などにお墨付きを与えることで、意欲がありすぐれた知識や技術を持つ人が教育現場で活躍するチャンスを広げるのがねらいです。また、成長過程にある子どもたちにとっても、社会経験が豊かな人との関わりを持つことは好影響を与えます。文部科学省は、来年度から教育サポーター制度を創設し、各地域や自治体の後押しをしようと計画しております。

一方、国の動きに先駆け、既にサポーター制度を導入している大阪市や名古屋市のような事例もあります。5月8日、9日と市議会議員を対象としたセミナーが千葉県であり、参加してまいりました。そこで受講した内容に、「学校教育の新しい潮流」と題して、慶応義塾大学政策メディア研究科教授の金子郁容さんの講演を聞いてまいりました。その中で、三鷹市の小学校の例を通して、学校教育でサポートをすれば子どもたちは学校が楽しくて不登校にはならないと、今いかに楽しい学校にするかが課題だと言われておりました。

本市においても、この制度の早期導入とこの制度が生かせる環境づくりに積極的に取り組む必要があると考えますが、当局の見解をお伺いします。

次に、いじめ対策の積極的な取り組みについてお伺いいたします。

いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次ぎ、深刻化しているいじめ問題への対応が急がれます。政府も教育再生会議の開催をはじめとして、積極的な取り組みを始めております。今後は、子どもたちの問題を解決するためには、自治体独自の制度を設けて取り組むことが重要となってきます。

兵庫県の川西市では、子どもたちの問題を解決するための第三者機関として、オンブズパーソン制度を設置して成果を上げています。同市の子どもの人権オンブズパーソン制度は、子どもの救済制度をつくらうとする自治体のほとんどが同市に問い合わせるなどして参考にしていると言われております。3月定例会において、我が党の矢野議員がいじめ対策の充実を図るためスクールカウンセラーの全小中学校への配置状況、また相談機関の拡充等について質問いたしました。さらに喫緊の課題であるいじめ対策は、条例や制度づくりをして具体的な取り組みが必要と考えます。

また、2002年5月にスタートされた川崎市の人権オンブズパーソン制度も、いじめや学校の不適切な対応、虐待、DVなどで強制力を持たない第三者の立場から助言、調査を行い、解決に向けての支援をされ、注目されております。

このような一歩進んだ取り組みが本市にも必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、自殺防止対策についてお伺いいたします。

我が国における自殺の年間死亡者数は、平成9年度までは2万5,000人前後でしたが、平成10年に3万人を超えて高どまりし、以後その水準で推移しております。自殺者が8年連続で3万人を超える中、国や自治体が必要な手を打つことを責務とした自殺防止基本法が昨年6月15日に超党派の議員立法として成立いたしました。

同基本法は、自殺が個人の問題だけにとどまらず、その背景に過労や倒産、いじめなどの社会的な要因があることを踏まえ、自殺対策を社会的な取り組みとして国と自治体の責務と明記しております。その内容は、1、自殺防止に関する調査、研究や情報収集、2、人材育成、3、自殺のおそれがある人が受診しやすい精神科などの医療提供体制の整備、4、自殺未遂者など自殺の危険性が高い人の早期発見システムや発生回避、5、自殺未遂者と自殺者の親族に対する心のケア、6、市民団体やNPOなど、民間団体への支援、7、自殺防止に関する教育広報活動の推進などを打ち出しております。

自殺率が11年連続で全国1位の秋田県では、地域住民を巻き込んだ自殺防止対策を実施し、効果を上げておられると聞いております。本市においても、自殺者があったとの声を聞くと胸が痛みます。実態はどうなのでしょう。自殺予防の積極的な取り組みが必要と考えます。見解をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 梶山議員の多重債務対策強化のための相談体制について、私の方からお答え申し上げたいと思います。

ご質問の中で、1点目と4点目が共通しますので、この辺を私の方からお答え申し上げます。

梶山さんも言葉の中でおっしゃっていただいたのですが、非常に野洲市の消費生活相談員の充実については、全国的にも鹿児島県の奄美市もかなり進んでいるそうですね。奄美市と野洲市というのが、全国的に非常に進んだ取り組みということで好評を得ております。

この手元にあります資料を見ましても、生水さんという指導員なのですが、国なりそれぞれの団体が催しますシンポジウムにパネラーとして数多く出席して、野洲市の実態、取り組みを発表していただいていると。その団体が日本司法書士会、あるいは日本弁護士連合会とか、またひいては金融庁の総務企画局が開催しました対策本部会議とか、財務省近畿財務局の理財部がここへ視察に来たとか、いろいろなことがあるわけなのですが、そういう取り組みをしていただいているのですが、昨年度の取り組みの概要を申し上げます

と、相談件数は758件あったという報告を受けております。これでも減っているのですね。17年度は803件あったと。113件減っているというのは訪問販売が減っていると。しかし、反対にリフォーム詐欺とか、あるいはインターネットや携帯電話によるアダルトサイトの不当請求の相談がふえてきたと、こういうようなことでございまして取り組みをいただいております。

そこで、ご質問の何人いるのだということなのですが、おっしゃるように現在正規職員2名と嘱託職員1名の3名体制でございしますが、主にこの3名のうちで嘱託職員の生水さんが担当いただいていると、こういうことになってございます。

4点目では、少ないのではないかと、もっとふやしたらどうだと、こういうことですが、ある一定の資格要件があるのですね。少なくとも4週間から5週間ぐらいの講習を受けないといけないと、こういうことでこの方は資格を持っておられますので、そういうことも含んで嘱託さんでお世話になっているのですが、嘱託さんにゆだねているという体質は、正規の職員がやはりきちっとした対応できる能力を持たないといけないと、私はこういう思いを持っておりますので、自ら研修を受けていただいて1人、2人と言わずそういう方が市役所の中にたくさんいるのだと、そういうことによって総合的な家賃の問題、いろんな問題、対応ができるようになっていくのではないかと、こんなふうに思いますので。

もう一つは危機管理ということから、当初では安全、安心面の課でということをおっしゃったのですが、これはやはり気楽に相談できる住民窓口がいいだろうということであそこにもしてもらおうのですが、もし危機管理等の問題が発生したら、やはりそれはそういう組織でも取り組まないといけないと、そんな思いもいたしておりますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の多重債務の対策強化についてのご質問につきまして、1点目、4点目を市長に答えていただきましたので、2点目、3点目をお答えさせていただきます。続きまして、自殺防止対策について答弁させていただきたいと思っております。

まず、2点目の多重債務の掘り起こしと連携につきましてですか、本市では野洲市住民・人権相談総合推進委員会を設置しており、行政相談、人権相談のみならず、多重債務問題

においても各課の連携により相互に協力して解決にあたっており、議員ご指摘のとおり債務整理の結果、過払い金の返還を受け、滞納していた税金等を完納させる事例も見受けられるところでございます。また、5月には関係者、担当者を集める多重債務対策研修を開催し、多重債務を見抜くための啓発など、研鑽を深めているところでございます。さらに、本年度においては、高齢者や要介護者など、消費被害に遭いやすい生活弱者から消費被害の早期発見と対応を目指して、民生委員や介護ヘルパー、ケアマネなどにも消費被害防止に連絡用シートを配付し、被害の掘り起こしを図っているところでございます。

3点目の債務整理と消費相談の連携につきましては、現在各課との連携により多重債務整理によります生活再建と市税等の納税相談、生活保護や母子相談、健康相談などを実施しております。今後においても、より有機的な連携によりまして取り組みと機構の見直しも含め、検討していく必要があると考えております。

続きまして、自殺防止対策についてお答えいたします。

自殺は本人の問題だけでなく、家族をはじめ社会全体としても大きな損失となります。野洲市におきましては、自殺による年間死亡者数は、平成9年までは5人前後でしたが、平成10年度に12人と倍以上になっており、平成16年度には16人で、そのうち6割は30～64歳の中老年という実態でございます。

そこで、本市におきましては、自殺予防対策として、以下3点について取り組んでおります。

まず、1点目は事前防止の取り組みです。自殺死亡者の多くが最終的にうつ病等の精神疾患にかかっているが、適切な治療を受けていないことが指摘されていることから、「こころの健康づくり講演会」の開催や関係団体等に自殺やうつ病に対する正しい知識の普及と啓発を促すための健康教育を実施しております。

2点目の危機対応についてでございます。身近な相談窓口を健康推進課と社会福祉課に設置し、主に保健師や精神保健福祉士が医療機関や保健所などと連携を図りながら相談に応じています。定例の「心の健康相談」以外に母子保健、また成人保健、老人福祉等の既存事業の場を活用し、早期発見と早期治療につなげていく活動を進めております。

また、経済生活問題に関する相談につきましては、市民課の消費生活相談と連携を図り、適切な対応に努めております。

3点目に、事後対応についてでございます。安心して治療や療養に専念できるような生活支援等を行っています。また、今後は自殺未遂や自殺者の親族等に対する支援も大切と

考えておりますが、自殺者や遺族のプライバシーに十分配慮する必要があり、その対応については関係機関と慎重に検討してまいります。

本年6月に閣議決定されました自殺総合対策大綱を踏まえつつ、今後も市の施策の充実を図ってまいりたいと考えています。そして、誰もが自殺の問題を自らの問題としてとらえ、一人ひとりが自殺予防に取り組み、健康で生きがいのある社会の実現を目指していききたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

教育サポーター制度は、団塊世代の退職後の社会参加促進のために、文部科学省が制度化を計画しているもので、80時間程度の研修を受けた人を県レベルで認証し、登録しまして、地域や学校で講師をしてもらおうというものであろうと思います。

市内の学校では、図書館ボランティアをはじめ、生活科や総合的な学習の時間に地域ボランティアの方々に支援をしていただいております。例えば、田植えや稲刈りの指導、コンピューターの指導、伝統文化の指導、環境教育や福祉教育、キャリア教育など、多くの分野にわたっております。県で教育サポーターの制度ができましたら、積極的に活用を図っていききたいと、このように考えます。

次に、梶山議員の3点目のご質問にお答えいたします。

いじめ対策につきましては、本市におきましても生徒指導上の最重要課題の一つととらえております。したがって、すべての学校からいじめを根絶するために努力し続けることは大きな責務と考えております。いじめ根絶のための積極的な取り組みは、まずその最前線である学校現場で推進すべきと考えます。そのために、すべての教育活動を通して、児童・生徒たちが自らいじめをはじめとする諸問題について考え、解決していく自治能力を持った自浄的な集団の育成を目指します。さらに、いじめを決して許さない学級、学校づくりを徹底します。また、児童・生徒や保護者の相談相手として、スクールカウンセラー、ふれあい教育相談センター、守山野洲少年センター、市の教育委員会生徒指導の担当者などを積極的に活用いたしまして、問題の解決に努めたいと思います。

こうしたことから、議員からご提案いただきました川西市の子ども的人権オンブズパーソン制度や、川崎市の人権オンブズパーソン制度につきましては、現時点では導入する予定はございませんけれども、本市のさまざまな取り組みでなお不備が発生した場合には、

ご提案の制度について成果や問題点を検証しながら制度導入の是非について検討してまいりたいと、このように思います。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） それでは再質問させていただきます。

まず、多重債務対策の強化についてでございますが、今、市長の答弁で強化に職員の配置を考えていくということでしたので、早急に取り組む必要があると思うのですが、今の野洲市におきまして、本当に市長からもお話がありましたように、野洲市の総合相談窓口という部署が、非常にそのことによって全国的に野洲市という市をアピールしております。新聞にも時々、見せていただいたり、自分でも気が付いたりしているのですけれども、この5月16日の中日新聞には、多重債務者救済、野洲市が取り組みというテーマで大きく載せておられますし、つい最近では朝日新聞の6月4日、皆さんも見られた方があると思いますが、借金苦お助け職員、市役所で相談を一手に引き受けているという、こういう大きな見出しで出ておりました。ここには、親身に多重債務者の相談に乗り、問題解決に結び付けている市役所の嘱託職員がいます。縦割りの壁を乗り越えて、役所内の連携をつくり、誰にも相談できずに苦しんでいる人を発見し、手を差し伸べていますということで見出しがありまして、ずっと書いてあるのですけれども、この隣に先ほど市長がおっしゃっていた鹿児島県の奄美市というところですね、このところが抱き合わせで出ておりましたけれども、そういうふうに、今野洲市が大きくPRされております。

しかし、この解決は相談員ひとりの力量にすべてかかっているのが現状です。私も何人かの方と金銭問題、多重債務問題、また悪徳商法に引っかかった方と相談に行って、その相談員の方が直接相談を受けておられる状況を見ておりました。非常に的確な対応で、また多重債務等におきましては、それに対してすぐにお金が大変な方は、司法書士さんにこの方はお金がないので、民事扶助制度を使われますのでお願いしますと、目の前でおっしゃって、約束もその場で、いついつ行って下さい、必ず行って下さいというふうに、本当に気が変わらないうちにスピード感を持って早い解決をされております。しかし、この方がいらっしゃらなかつたら、野洲市の相談窓口は成り立たないというのが現状なのです。今、相談員に頑張っていていただいておりますけれども、今日も出張で他のシンポジウムに行かれておりますけれども、そのようにいらっしゃらないときには相談したくてもできない、いらっしゃるときを確認して相談しなければいけないというのが、今の野洲市の相談窓口

の現状です。かわりになる方がおられないということなのですね。これが一番大きな課題ではないかというふうに感じます。

それで早急に今の職員に研修等を、相談員の方は消費生活の専門の分野の資格を取っておられますので、本当に才たけた方ですけれども、そこまでいこうと思えば非常に大変なお金と時間がかかるわけですけれども、それだけかけても多くの市民が守られるとなると、やはりそれはしていく必要があると思います。今後早急にそういう専門員の配置が急務と考えますけれども、それについてもう一度市長の方から再度答弁をお願いしたいと思いません。

それから、非常にすばらしい取り組みをされておりまして、私も5月26日に全国の自治体職員向けということで、多重債務対策支援講座が津の近江プラザホテルでありました。そこに私も参加させていただき、多くの方の報告を聞く中で、我が市の報告も約20分でしたけれども、聞かせていただきました。

二百数十名の全国からの職員、また一部議員の方も見えておられましたけれども、始まる前、また休憩時間、終わった後、野洲市の相談員のところにもう皆殺到しているのですね。報道員の方もビデオカメラを向けて撮影をされておりました。それだけ本当に野洲市が全国から注目されているのだなということを確認しながら、私も野洲市の市民として非常に誇りに思った次第です。

その中で、野洲市が市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談取り組みということで皆さんにアピールされておりまして、本当に各相談の窓口がたくさんありますね。包括支援センター、社会福祉競技会、成年後見人制度とか生活福祉貸付制度との連携、また健康推進課では精神障がい者支援の連携、社会福祉課では生活保護、障がい者支援との連携、高齢福祉課では介護、高齢者支援、児童家庭課ではDV、母子自立支援、学校教育課では教育子育て支援、地域総合センターでは地域生活者の支援、都市計画課では市営住宅の担当課との支援、税務課とは滞納税金回収担当との連携、商工観光課では就職困難者支援、それと警察、医療機関、高齢障がい者福祉施設団体、滋賀クレサラ被害連絡会、被害者の会とのネットワーク体制を野洲は取り組んでいるということも報告がありましたけれども、この中で、次に質問させていただきますが、今回の議案の中でも市営住宅の滞納者が1カ月だけしか払わなくて裁判に持っていったという、そういう話がありましたけれども、都市計画課はどのような督促をされて、それで多重債務の掘り起こしをされているか。その辺の認識をお伺いしたいと思います。

また、税務課におきましては、税務の督促、それに対してこの掘り起こしをどのようにとらえていらっしゃるのか、税務課の担当部長にお伺いしたいと思います。

それともう一点、本市の多重債務問題改善プログラムの取り組みです。大きく打ち出されておりますが、これに対しての計画をお伺いいたします。多重債務について、以上お伺いいたします。

それから、教育サポーター制度の導入につきましては、県の方で体制を考えた中で取り組むということですので、来年度国が取り組むというふうに言っておりますので、そういった環境づくりに、またどういう方がいらっしゃるか、そういった把握に努めていただきたいというふうに思います。

私もちょっと触れておりましたけれども、学校が楽しくないから学校に行きたくないという生徒が多いのです。学校が楽しければ朝起きて楽しく学校に通うのですけれども、これからの課題はいかに楽しい学校にしていくかということが大きな課題であるというふうに言われておりましたが、その中で、三鷹市が保護者のボランティア、1クラスに教諭がおられて教諭が教えておられる内容に、やはりその内容が十分理解できない子どもがいらっしゃるのですね。野洲市も100%理解されているのかどうか、私もわかりませんが、そういう子どもがいないようにしっかりと、「わからない方ありますか」というときに手を挙げればそこに入っている、ボランティアをされているサポーターが手を差し伸べてアドバイスをするという、そういったサポート制度を三鷹市は取り入れております。初めは第四小学校で取り入れた経験を今、全市に普及しているということで紹介されておりましたけれども、それは初め保護者のボランティアで進められたのですけれども、1クラスの中に3名のボランティアの方が入られてサポートされている。初めは保護者だったのですけれども、最近では地域の市民も巻き込んで参加していただいて、参加された方も非常にこういった形で生徒と関わることができて楽しいと、また勉強になりますと。生徒のインタビューでは、サポートの方がいらっしゃるってわからないところを教えてくれるのでとても楽しいですとっておりました。こういったサポート制度を考えていってはどうかと思うのですけれども、それについて教育長の見解をお伺いいたします。

いじめ対策のオンブズパーソン制度につきましては、これはいろんな条例をつくって取り組まなければいけないということで非常に時間がかかる問題ですけれども、やはり今のいじめを本当に徹底的に根絶しようと思えば、そういった第三者の機関に入っていて、また教師のチェック、体罰を加えていないかとか、いじめにつながるものはないかと

か、そういうこともあらゆるところからチェックしてサポートしていく、いじめを根絶していくという制度ですので、また研究して、今後の検討課題にぜひしていただきたいと思えます。これは要望にしておきます。

あと、自殺防止対策についてでございますが、もう大分時間が迫ってきましたけれども、これは非常に難しい対策だと思うのです。野洲市に平成16年に16人も自殺者があったと伺って、非常に驚いております。

一昨年、私の知人の息子さんが交通事故の後遺症で悩んで自殺された。30歳ぐらいの方でしたけれども、1年後に聞いたのですけれども、非常に残念な思いで聞かせていただきました。最近、特に新聞でもテレビでも自殺者が多いということが報道されております。また、最近では前農水大臣が自殺されて全国的に大きく波及がありましたけれども、皮肉にもこの前農水大臣は自殺対策会議のメンバーだったということを知りまして、本当にこういうメンバーにいても自殺は食い止められないのだなということを考えると、防止をしていくということは難しい問題なのかなということをしみじみと感じさせられた状況です。また、5月、6月は樹海自殺があって100人ぐらい自殺されているということもテレビで報道されておりました。本当に防ぎようのない自殺ではないかと思うのですけれども、そういった心にならないように、私たちは、行政が中心になってケアをしていくことが大事になってくると思えます。

それで、再質問で伺いたいのですけれども、こころの健康づくり講演会を何回か行われておりますが、これについての目的、波及効果、それをどのような形で市民に、講演することによって波動を与えているのか、その辺をもう一度伺いたいと思えます。

そして、6月を目処に策定される自殺総合対策の大綱が出れば具体的に考えていくということですので、それについてはまたしっかりと考えていただきたいというふうに思えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 多重債務の救済について今後の窓口のあり方なのですが、窓

口を充実すると、これは基本的に取り組まなければいけない問題なのですが、私が考えるのには、アドバイザーの資格をお持ちになっていらっしゃると思いますので、ふやせばいいと、これはちょっと言葉が適当でないかもわからないけど、教育委員会で特別支援事業を学校で実施したときにもそういうことがあったのですが、心理判定員さんをお願いする。これは有資格者でないといけないと。それぞれのやり方というのですか、個性というといけないのですが、やり方がございますので、うちの場合は生水さんを中心にしてそれぞれ課が、これは神戸新聞ですが、社会福祉課、税務課、住民課、それぞれがキャッチしてキャプテンにして、そして処理をしてもらおうと。だから、私は資格云々よりもそういうことの勉強を一般職員がして、それでその職員がチームを組んで対応できるような組織にしていけないと、柱を数多くつくと、そこから先は余り言葉では言えない話なのですが、やはりこの方を中心に物事を進めていくようにしていきたい、こういう思いで取り組みたいと思います。もちろん、囑託職員さんをお願いしたらと、これはいけないと思うのですよ。やはり正規の職員が自ずからそういうことに対応できる知識を持つと。それが組織全体の取り組みになるのではないかと、こういうふうに考えておりますので、若干そういう意味を含んで充実を図っていきたいと考えておりますので。休暇とか欠けたときのことはまた職場の部長の方からお答えします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の再質問にお答えいたします。

その前に、ちょっとお断りをさせていただきたいと思います。回答の中で、10年度と答えたのは9年度の間違いで、年度は4月から3月までの話です。

それからもう一つは、療養というのを療育ということで話したみたいですので、深くおわびしまして訂正させていただきたいと思います。

それでは、多重債務の問題改善プログラムの取り組みについての本市についての考え方でございます。このことにつきましては、国の多重債務者対策本部が4月20日に多重債務問題改善プログラムを発表されています。この中では4つの大きな柱がございます。丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備強化、2つ目には借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティーネット、貸付の提供、3つ目には多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、4つ目にはヤミ金の撲滅に向けた取り締まりの強化等で、市町村に期待されているのは、1の相談窓口の整備強化の部分、特に自治体内での各部署の連携や相談窓口の部分でございます。

このプログラムの作成には、本市が大きく関わっており、プログラム内容は本市の取り組みを参考にしたものとなっております。その他、2でいいますとセーフティーネット貸付として、社協の生活福祉資金の貸付の充実や、3のところでは高校生や義務教育を対象とした金融教育などの実施協力、4番目ではヤミ金融撲滅に向けた警察と関係課への情報提供と連携などについては、市としても取り組みの部分があるものと考えています。

いずれにしましても、本市がプログラム作成の見本市であるトップランナーとして、全国のお手本となっていくために、さらなる充実を進めていきたいと考えております。国のプログラムにつきましては、本市がつくった、これを国の方で採用されて取り組みをされたということで、一つのモデルになったというようなことでございます。今後、この改善についても、随時また見直しをかけながら推進してまいりたいと考えております。

それから、健康づくりの講演会の内容につきましては、4回の開催をさせてもらっています。この中におきましては、なぜ自殺するのかという一つの問題、自殺者は自殺を自ら選んだものでなく、追い詰められ、どこにも行く場がなくなり、唯一の解決が自殺しかないという状態に追い込まれるものでございます。社会的なつながりの減少や生きていくにも役に立たないという役割喪失感、逆に役割を背負い過ぎて耐え切れなくなる。このような環境から危機的な状況に追い込まれてしまうものでございます。このような過程でうつ病を発症し、正常な判断ができなくなる。また、自殺は自由意志に基づく行為というよりは、いわば追い込まれての死であり、多くはうつ病による病死というような考えがされております。

そういったことで、うつ病予防に関します講演会等を実施し、心の病を予防するために目的を持しながら、一人でも多く見守る体制、あるいは自殺が発見されたら相談体制、自殺にならないための一つの方策、そういうものに気付いていただくというような取り組みで講演会等を実施しているものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 梶山議員の再質問ということで、市税の滞納整理と消費生活相談との連携についてのご質問にお答えをさせていただきます。

市税の滞納を納付へとつなげるためには、滞納者との交渉は不可欠でございます。この中で重要視しておりますのは、滞納者の実態把握でございます。これによりまして、滞納者が納付困難者か納付意識の希薄者か、悪質滞納者かを把握いたします。このため、聞

き取りを含むカウンセリングに時間をかけまして、記録するようにいたしております。従来では、聞き取りの段階でサラ金など多額の借金があるとの申し立てがございますと、税の納付は難しいと判断をしがちでございましたが、今では消費生活相談窓口からの情報や知識によりまして、いつごろから借りているか、幾らぐらいの借金で月々の返済額は幾らか、どこから借りているかなどの聞き取りを行いまして、消費生活相談窓口へ行くようアドバイスをしているところでございます。今後につきましても、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 部長。

都市建設部長（島村平治君） 梶山議員の今の多重債務に関係いたしまして、住宅関係の滞納整理の状況ということでございます。住宅の滞納者に対しましては、まず催告書の送付、そしてまた電話催促、さらには訪問、また都市計画課へ呼び出すということで滞納の整理を行っております。そうした中で、滞納の実態の調査あるいは聞き取り等の中で納付指導を行っております。さらに、そうした中で状況の判断の中で、多重債務の疑いがあれば、今も総務部長が触れましたように、関係課と連携しながら相談員との連携も図りながらやっているのが実態でございます。

現在、それぞれの滞納者の訪問、聞き取りの中で、市営住宅の入居者については、今のところ多重債務者はいないというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 梶山議員の再質問にお答えいたします。

教育サポート制度に関するところでございますけれども、学校教育の中心的な課題は、子どもたちの生活と学力を高めまして、進路の保障をすることでございます。

現在、本市の学校の中で行われています学力アップの対策でございますけれども、小学校の1年生には複数指導の学校がございますし、学級を2つに分けまして、いわゆる少人数授業を実施したり、あるいは特別課題を持っている子どもたちに焦点を当てまして、特別支援教育、これは本年度から本格的に始まっております。こういうような現在行っておりますいろいろな授業があるわけですが、充実の方向に努めていかなければいけないと、このように思っております。

教育サポート制度に関わります梶山議員のご提案でございますけれども、少し心配をし

まずのが、プライバシーの保護の観点から、例えばA君は多動でどうしようもないと。いわゆる親のしつけがなっていないとか、そういうようなことが学校外に漏れたりしますと、これはちょっと困ります。そういうようなこともありまして、いろんな子どもがいますから、やはり研修はしていただかなければいけないだろうと。そして、そういうようなプライバシー保護に関しまして、できればきちんと勉強していただいた上で、あるいは子どもの扱い方もございますから、勉強していただいた上で学校に入ってください。これは大事なことだろうと。本市といたしましては、もしもそういうようなサポート制度の研修が行われるということになりましたら、適材の方々を積極的に探しまして、学校と教育委員会とが連携しまして探しまして、そして研修を受けていただいて学校にボランティアで入っていただくと、こういうようなことを積極的に進めたいなというふうに思います。今までの取り組みの中から十分勉強がわからなかった子どもが少しずつ勉強がわかってきて、非常に学校が楽しくなるとか、あるいは問題行動を起こさなくなったとか、そういうような学力に関わりまして、低学力の子どもたちがいろんな課題を持つ、これが学力を高めることによって解決していくと、こういうような事例がたくさんございます。ですから、こういうようなサポート制度は積極的に本市は取り入れていきたいなと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 梶山幾世君。

3番（梶山幾世君） では、最後にもう一度質問させていただきます。

市長の答弁で、職員の研修で相談員の方が中心となってきちとうまく連携がとれるように、またそういった連携がうまくいくように研修していくということですが、一つは、やはり今私が一番訴えておりますのは、1名だけがかなめになってやっていくというのは不備な状況ということを感じているのですね。今もたちまちいらっしやらないし、1週間、5日間の間でおられない日もありますので、また一日電話に追われている日もあります。行ってもなかなか電話が切れない。電話が切れた合間にずっと入り込んでいく。そこで相談するんだという方もおられますけれども、そういう状況で、また今市民課の相談窓口の方が、市民課が足りないということで窓口でローテーション組んで応援にも行かれています。2名体制でされている中で、相談員もいらっしやらない。相談に行かれています。1名が電話をとっておられましたら、相談窓口は行っても空っぽ、誰も対応できないという現状が起こっております。

そういうことを考えると、やはり早急に体制を、専門員もう一名の、生水さんにかわってできる人、そこまでいかなくてもかわれる方を配置する方向で考えていく必要があるのではないかと思います。再度市長にその見解を伺います。

次、税の督促と市営住宅の督促、市営住宅の関係でないとおっしゃいましたけれども、ありますよ、現状。聞いております。やっぱりそれが聞き出せていないというのが現状だと思いますし、それは研修の中でこれから取り組んでいただきたいと思いますが、やはり1つの提案として、取り組んでおられるかもわかりませんが、今消費生活相談員の方が、2月15日の広報に出ました「あなたは借金で悩んでいませんか」、これは非常に効果があって相談される方がふえたと聞いております。この裏に無料法律相談のお知らせ、かみ合わせにして今窓口において下さっておりますが、こういうものをセットで督促状の中に入れるとか、そういうことをしていくことによって、また相談に行かれるのではないかと思います。掘り起こしの媒体にぜひ使っていただいたらどうかと思いますが、この件についてどうでしょうか。もう一度お伺いいたします。

最後に、自殺予防対策について、いろいろと伺いましたけれども、自殺に至るまでは本人はもちろん誰にも相談できなくて、一番悩んで悩んでそういう道を選ばれますし、また家族の方の痛みは計り知れないものがあると思います。そういう面では、やはりそういった状況もかんがみて、相談体制をしっかりと、孤独にならない体制づくりに努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の再々質問にお答えします。

職員の配置につきましては、現在、先ほど事情を話していただいたのですけれども、常時の状態ではなくして、今連携の中で1名の嘱託職員の専門の配置でございます。そういった中で、市内部でも協議しているのは、やはりこういった状況が多くふえてくるという状況で、専門職を養成していかなければならないということで、これにつきましても国立の、横浜の方で研修が3つほどあるのですけれども、その期間また行かなければならない。そういう問題と、また支援の際におきますそういった部分の、どこの課でも起こります。そういった状況もございますので、そういった研修の充実、そういうものを合わせまして、内部でより充実した形に向けてやっている現状でございますので、喫緊の課題としての受けとめで前向きに対処していきたいなと、こう思っております。

それからもう一点の啓発の今のチラシの部分、2月に入れておるのですけれども、これもやはり督促の中では有効な活用の一つだと判断しておりますので、関連する課と協議をさせてもらって、そういうPRにも努めていきたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第10号、第17番、小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） それでは、3点の問題について質問を行います。

まずはじめに、新幹線の新駅問題についてであります。

この問題では、去る4月24日、滋賀県、栗東市、促進協議会及びJR東海の4者で、「東海道新幹線新駅設置に係わる協定類に基づいた履行の諾否の期限及び解除の猶予等に関する覚書」が交わされました。これに基づきまして、本年10月31日をもって新幹線栗東新駅の建設、すなわち協定履行を行うのかどうか定められます。また、この覚書では、これまで平成17年度また18年度に関係市が負担した工事費の精算についてもその方向が決められました。これにより、県を含む関係市の総額6億円の負担のうち、残額分2億2,000万円を仮精算するとして、本市の場合は816万2,000円が返還されています。このように、市民、県民の民意に反して無駄で不要な新幹線新駅建設計画は、事実上破綻したと言っても過言ではないと思います。

そこで市長にお聞きしますが、1点目に、新駅建設と負担問題の発生以来、市民、県民は無駄で不要な新駅建設はやめよ、まして市民の税金負担はやめよの世論が多数だったと思います。このことは、これまで議会でも一貫して私も主張してまいりましたように、これまで新幹線栗東新駅建設の是非を問う住民投票条例の制定を求める県民運動、また昨年来の知事選挙、栗東市長選挙、さらに今年4月の県会議員選挙の結果を見ても、県民、市民の民意は明らかであります。4月の県会議員選挙では、新駅を推進してきた自民党は、議席が過半数を割るような結果となっております。市長自身はこの間の経過、また県民、市民の世論を検証して、このような事態と結果を市民、県民の民意の結果の反映と認めるのかどうか。

2点目に、その上に立って新幹線新駅建設と負担中止のこの現在の方向を尊重するのか、お聞きしたいと思います。

大きく2点目に、市民本位の市政を推進するのが市長としての責務であります。にも関わらず、この間市民の民意に反してこれまで市長は新駅建設と負担を推進されてきました。この意味では、市長の責任は大きいものと考えます。市長自身の責任をどのように認識さ

れているのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、事務事業評価についての質問であります。

現在、市では事務事業評価を実施されています。聞くところによりますと、市全体ではその対象事業は960事業と言われており、そのうち当面約300について見直しを進めるとされています。その中で、その一部約40項目が平成19年度の市予算に反映されています。この40項目、主なものを見ますと、自治会活動補助金、敬老祝金、母子父子家庭児童入学支度金、児童生徒心臓精密検査補助など、市民の暮らしに直結する事業でありまして、これらの事業の廃止、削減がされました。

本来、事務事業評価とは、市民の立場に立って行政の不合理、不公平、不効率を検証し、改善を加えるというものであります。ところが、今回先行実施の40項目の結果を見る限り、単に費用対効果だけが判断の物差しとなっており、これは現在市が進めている市民犠牲の行財政改革の第2弾になっていると言わなければなりません。

そもそも、この事務事業評価は市民にとって極めて重要なものであります。今後、外部評価システムを導入するとされていますが、私は現在の進め方そのものに再検討が必要と考えます。改めて市が進める事務事業評価の目的、方向をお聞きしたいと思います。

2点目には、本来評価の全体像、項目なり方向を明らかにして進めるものであります。にも関わらず、事前に何らこれを明らかにせず、また説明もなく19年度に一部を実施し、予算に反映するという手法は極めて民主的でないと思います。なぜこのようになったのかをお聞きしたいと思います。

そして、今回部分的な実施は市民の暮らしと生活に直結する事業の廃止、削減が先行されました。このような実施は、本来の事務事業評価の手法として、先ほど言いましたように反していると思います。その見解についてお聞きしたいと思います。

最後に、同和行政の終結についてであります。

この間、市行政のあるべき方向として、早期終結を行うことを再三質問してまいりました。今回、改めて幾つかの問題に限り質問を行います。

いずれにしましても、本市においても市民の願い及びこれまで市議会での議論を踏まえ、文字どおり終結すべきであります。にも関わらず、平成19年度の施策を見ましても、その方向が見えていません。そこで3点についてお聞きいたします。

1点目に、同和対策事業促進協議会へ毎年100万円の補助をしていますが、任意団体であるこの同和対策事業促進協議会はどのような団体なのか。そして、この団体に年間1

00万円もの市補助を行っていますが、補助の目的をこの際明らかにしていただきたいと思います。さらに、補助の実施開始年度とこの間の補助総額は幾らなのか。

最後に、いずれにいたしましても、再三これまで言うておりますように、本市の同和行政は長年の取り組みで成果を見ており、廃止すべきであります。にも関わらず、半ば半永久的にこれを継続することは、極めて問題と考えます。よって、私はこの補助についてもこの際廃止すべきと考えますが、見解をお聞きします。

同和問題の2点目であります。地域総合センターの清掃委託については、これも長年にわたり特定の団体との随意契約となっています。このような方式は不自然であります。なぜ随意契約なのかを明らかにしていただきたいと思います。

2つ目に、他の公共施設同様、入札にすべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

大きく3点目ではありますが、この間議論され指摘もしてきましたように、本市の固定資産税の減免制度は、地方税法や野洲市税条例にも反した方式であります。この指摘を受け、今動いております平成19年度は改善されたのかどうか。同時に、この関係でこの固定資産税減免についても早期に廃止すべきと考えますが、この際見解をお聞きしたいと思ます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ご質問の第1点目の新幹線問題について、私の方からお答えを申し上げます。

このような事態と結果を民意と受けとめるかという質問でございますが、推進、凍結及び中止という3つの考え方の中で、当初は推進の立場で本事業の引っ張り役でございました滋賀県が、現時点の状況判断により凍結という方向に政策転換をされたものでございます。

また、新幹線新駅建設と負担金の中止の事態という質問でございますが、知事は中止でなく新幹線新駅については必要であるが、現段階では現行の計画について県の財政状況が非常に厳しいこと、利便性が低く必要性が低いこと、他の請願駅と比べて事業費が高いことの3つの課題があることから凍結せざるを得ないと判断されたものでございます。

次に、市民の民意に反して推進してきたとのことでございますが、新幹線新駅設置につきましては、小菅さんも長い議員活動の経験をお持ちでございますが、湖南2市3町が取り組んだのが50年代です。それからずっと取り組んできたのですね。何とかつくってくれと。そういう経過もございますし、また63年には関係3市11町で促進協議会を設置

したと。それ以後はその地域の者が共に知恵を出し合いながら合意した中で進めてきた結果でございます。昨今の経済情勢から、現時点での推進は困難である旨、この新幹線設置事業を引っ張ってきた県が判断されたわけですね、やめようと。約20年の長きにわたりその時点からずっと適切な判断がなされてきた結果で、我々はまじめに取り組んできたのですよ。そうではないですか。これを共に進めてきた旧中主町と旧野洲町、そして野洲市及び市長である私の政治責任だと問われることはいかがでございましょう。そういう経過の中で私は取り組んでおります。

そこで、野洲市に多大な損害を与えたということになれば、それはおっしゃるように政治責任はあると思いますが、まだそこまで話は聞いておりません。一日も早い解決を図るべきだと思いますが、そのことよりも、このことにかわりまして、野洲市あるいは湖南地方の発展について、今まで30年間取り組んできたことが外へ出てしまったら、残ったものは何か。どのようなまちづくりをしていくのかというような代替案を県が示すべきだと思いますので、十分その辺については今後吟味をしながら、県と交渉を進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 小菅議員ご質問の同和行政の終結についてお答えをいたします。

本市における同和行政の取り組みでございますが、法のあるなしに関わらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要課題と位置付け、諸施策の総合的・計画的な推進に努めなければならないと考えておるところでございます。今後におきましても、野洲市同和対策基本計画に基づきまして、同和問題の解決に向けて取り組んでいく所存でございます。

ご質問1点目の同和事業促進協議会の補助についてであります。この協議会は本市の同和行政を効果的かつ円滑な推進を図るため、教育や啓発活動の実施、また諸制度の適用に係る生活指導をはじめ、地区住民の自立支援に向けた適正指導等を地域総合センター職員と連携を図りながら行うために組織された団体であり、その目的を達成するため、協議会に対し継続して補助をしていく必要があるものと考えておるところでございます。なお、本協議会への補助金は、旧中主町で昭和49年度から平成3年度まで、旧野洲町では昭和50年度から支出をしているところでございまして、昨年度までで補助総額は同和対策事業の効果的円滑な推進を図るための指導、調整にあたる人件費や、各種事業費等で1億8,

461万6,000円でございます。

次に、2点目の地域総合センターの清掃業務委託がなぜ随意契約なのかについてでございますが、随意契約は経営基盤の不安定な地区内事業者の育成を図ることと、一般企業への就労が困難で、地区内での不安定就労を強いられている中高年齢層や女性の安定就労、及び一般地区の高齢者の積極的な雇用に大きく寄与していることなど、総合的に判断した結果であります。

次に、3点目の固定資産税の減免制度は、地区住民の不安定就労等による所得格差による負担軽減だけではなく、地区内の土地に対する忌避意識から客観的評価がなされず、不当に低く評価され、取引されている現状がありますが、このことは全国各地で発生しております地区内の土地に対する差別問い合わせ事件からも明らかであります。本市におきましても、合併前の平成16年7月に同様な事件が発生しております。こうした差別の実態がある限り、固定資産税の減免は引き続き実施が必要であると考えているところでございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 事務事業評価についてのご質問にお答えをいたします。

事務事業評価の実施の目的は、第一義的には市の総合計画に掲げる各施策の目標に向かって、各事務事業がどの程度必要で、また有効であるのかということを相対的に検証するところでございます。また、事業・制度の体系や事業コストについて、不合理な点や非効率的部分がないかを個々にチェックして無駄をなくすと共に、大局的には政策マネジメントツールとして、市の政策方針をおのこの事務事業にどのように反映すべきかを検討するためのシステムであると考えております。

次に、2点目の事務事業評価の全体像の提示についてでございますが、本市の行政評価システムの導入に関わっては、民間のコンサルタントがつくった汎用のシステムをそのまま導入するということを行わず、庁内で試行錯誤を繰り返しながら、昨年度に運用を図ったところでございます。したがって、ご指摘の件につきましては、今年度中にも評価システムの運用を要綱等で規定するなどして明らかにしていきたいと考えております。

続いて、第3点目でございますが、昨年度の事務事業評価の実施に関わって改善を図った事項につきましては、いずれも事業の効率性や制度の合理性にかんがみて問題があると評価した事項であるため、ご指摘のような解釈には至らないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） はじめに新幹線の問題であります。市長、まさに私が聞いたことに対して責任逃れの答弁だったと思うのです。結論的には、県が判断して政策転換されたものである、市長も含めて関係者はまじめに取り組んできた、政治責任とはいかかなものかと言われましたが、それこそ無責任な発言だと思うのです。県の政策転換、それが凍結か中止になるかは別といたしまして、これこそ民意の反映ではないですか。それはそれで、だからこういう状況になったのですよね。にも関わらず、市長が県の政策転換が原因だというのは、いかにも責任逃れ、市長自身の、私が先ほど言った現在の事態、現状についての認識、つまり市民、県民の新幹線新駅は要らない、負担はすべきでないというその民意に、現時点での状況は、市長はその思いを共有できるのかできないのか、それをちょっとはっきり言って下さい。そうでないと、これからの議論が進まないと思いますのでね。同時に、市長自身は今後の正副会長会議でどのようなスタンスで臨まれるのか。先ほど少し言われましたが、改めてお聞きしたいと思います。

それと、先ほど言いました覚書の関係で、もう一点確認したいのですけれども、今回の場合は仮精算なのですね、返還については。それで、先だって配られた表を見ますと、滋賀県と大津市を含む7市の16年度と17年度の負担総額は6億円、それで17年度と18年度の工事費の実績が2億8,209万円、それで、19年度に持ち越す費用が9,790万円、これを合わせて3億8,000万円ということで、6億円を引きますと残りの2億2,000万円が今回仮精算として返還される。

そこで、この19年度に持ち越す9,790万円は何に使われるのか。それをお聞きしたいと思います。結論としては、19年度に持ち越す9,790万円は、もう新駅はつからない後始末の経費として持ち越すものと理解していいのかどうか。そこを確認したいと思います。

それと、はじめに言いましたことと関連しますが、負担金の問題でもう一点お聞きしたいのですが、この間の新聞報道などを見ますと、他の市町の中には、先ほど市長も言いましたが、県が凍結してだめになったのだから、よって全額県が補償せよと、負担金、そういう声もあるが、市長はどのような見解なのかお聞きしておきたいと思います。これは新幹線の問題。

それと、事務事業評価であります。これもはじめに言いましたように、いずれにしても第2の行革であってはならない。そのためにも、これもさっき言いましたように、まず

全体像を明らかにすべきであります。同時に、民主的に市民の立場で進めるべきではありません。そこで、進め方ではありますが、この事務事業評価は、当然市と市民にとって重要なものでありますが、さっき答弁にもありましたように、試行錯誤かどうか分からないですが、一担当課が行って来ました。そこが問題だと思うのですね。しかも、これも先に言いました40項目については、市民に大事な部分を、制度を廃止、縮小を先行実施された。なぜ当初から今後進めようとしている外部評価制度、委員会等の方法をきちっとしなかったのか。これは結果論ではありますが、改めて確認しておきたいと思います。

それと、今回の先行実施された40項目、市民にとって大事な制度ではありますが、当初予算のときにもこの40項目実施の上で予算に反映させたという説明は全くなかったのですね。例えば、40項目の一覧表がありますが、一番上に書いてあります「市民活動促進課」の中で、自治会活動活性化補助金、補助上限を50万円から40万円に減額する。これはある意味では補助金要綱といいですか、規則といいですか、重大な変更ですよ。事務事業評価でこれを進めるということで決めておきながら、予算説明にも説明もなく進めているというのは、極めて不明朗、非民主的な進め方だと思うのですけれども、なぜこのように大事なことを予算審議のときに明らかにしなかったのか。これだけでなく、あと、例えば母子父子家庭児童入学支度金支給事業、あるいは児童生徒心臓精密検査助成事業、これらも廃止されているのですね。これも予算議会のときに、この制度を廃止するという説明は全然なかったでしょう。これは極めておかしいと思います。こういう非民主的な進め方になぜなったのか。この際明らかにしておきたいと思います。聞いておきたいと思います。

それと、この事務事業評価は、単に財政上の観点から見直すというものではないですよ。市あるいは職員の意識と住民に対するサービスの観点、事業を進めるにあたって、これもある意味で言えば広い意味での対象だと思うのですけれども、その点で確認しておきたいのですけれども、6月8日に住民税の決定通知を出されましたよね。それで、9日、10日が日曜日で11日は月曜日なのですね。当然、市民からの問い合わせが物すごく多いと思うのですね。週明けの月曜日は。事実、問い合わせがこの二、三日かなり殺到しています。そういう意味では、当然住民サービスの観点から、月曜日や火曜日や水曜日ぐらいいは、勤務時間だけではなくて当然6時、7時、8時ぐらいいまで問い合わせに答えるべきだと思うのですけれども、月曜日にはもう勤務時間が終われば問い合わせには応じないと。そのようなことは事務事業評価との関係も含めて、市と職員、意識改革とサービスの観点

では極めて問題だと思うのですけれども、その点について聞いておきたいと思います。

それと、同和行政の問題であります。副市長はいろいろ言われましたが、百歩譲っても、仮にいいことであったとしても、法律や条例に違反することは絶対できないですね。法律の観点、条例の観点からそれが正しいかどうかを見ないとだめなのですね。

例えば、総合センターの随意契約、これは地方自治法及び同施行令、これに基づく市の契約規則に明確に違反していますね。さっき答弁では、就労対策等々言われましたが、地方自治法の234条、同施行令167条の随意契約の条件が規定されていますが、当然皆さんご承知だと思いますが、随意契約のできる条件は決まっていますよね。急を要するか入札が不調になったとか専門的なものだとか一定額以下、それに限られているのですよ。それを越えて就労対策で随意契約をしてよいという法律あるいは条例は何もないのですよね。加えて、仮に随意契約を認めたとしても、市の契約規則第23条では、少なくとも2名以上から見積もりをとらなければならないと言われていたと思いますが、これにも違反している。今言いましたことについて、地方自治法、同施行令、市の条例に私は違反していると思いますが、結論だけでいいですので、違反しているのかしていないのか、明確に答えていただきたいと思います。

それと、同和対策事業促進協議会であります。この問題は市の補助金交付規定にない補助でありますね。さすがに補助金交付規則にないから、別途野洲市同和事業促進補助金交付要綱ですか、ここで規定されているわけですが、二段構えの補助システムであります。これも根拠のない補助となっています。1つは、これもご承知のように、国の時限立法が終了し、特別対策は終了しました。そういう意味では1つは法的根拠がない。法的根拠を持たない補助を行うということは、幾ら地方自治体の裁量と説明しても市民は納得しないわけですね。この点についてどのような見解なのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、先ほど年間100万円で総額が1億円、これはちょっと理解できなかったのですけれども、もう一度説明していただきたいと思います。補助金の額ですね。それと、百歩譲っても、私は年間100万円の補助、さっき少し説明されましたが、目的と用途がよくわからない。不明瞭だと思います。これは現在は任意団体ですね。本来、任意団体の補助は活動の目的に沿って適正な補助がされなければならない。これは当然補助金の交付原則だと思うのですけれども、ところが、この団体の運営は、大半が市の補助によって運営されていますね、年間約100万円の。少し古い資料であります。ここに資料があるの

ですけれども、促進協議会の決算書、予算全体が約114万円で、そのうち補助金が100万円、支出が人件費が約半分、あとは事務局費、研修費になっていますね。言いたいの、団体の運営が、大半が市の補助によって運営されているというのは極めておかしいですね。大半を補助に頼る団体というのは、本来の正常な任意団体とは言えない。この面でも、私は不適切な補助と考えますが、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

それと、固定資産税の問題です。不当に低い評価の状況があってそれに基づくものと言う云々と言われましたが、これもそもそも地方税法第367条及び市税条例の第71条の固定資産税の減免規定では、特定の地域を設定しての減免は規定されていない。規定されていないということは、逆に言うとしてはならないということですね。これが法律と税条例の原則、基本であります。これも、これを合法化するために税条例の施行規則第14条で減免ができるということをやっているわけではありますが、今言いましたように法律と基本条例、本体の条例はこれが原則でありまして、本来特別対策は例外規定なのですね。これもさっき言いましたように特別対策としての法律が終了した中で、今なお継続するのは法的に根拠のない制度、言いかえれば法の趣旨にも反する制度と言わなければなりません。今言いましたように、減免規定の継続は合法と見るのか。法、条例本体に反していると私は思いますが、その見解を法的な面から、条例の面からお聞きしたいと思います。

それと、現在の運用は、この間本会議で問題になりましたように、市条例から見ても違反していますね。一言で言いまして税の還付方式、これはどのような説明をされても明確に税条例違反ですね。地方税法から、あるいは市税条例から見ましても、固定資産税のこういう形での還付方式は明確に違反です。加えていいますと、税条例第71条には減免の場合は納期限の7日前に市長に申請する、こう規定されていますが、全くこのようなことはされていません。翌年度の還付方式であります。ここではっきり言ってほしいわけですが、税条例の第71条に違反している固定資産の減免方式だと思いますが、私はそう思いますが、これもイエスかノーかで答えていただきたい。違反しているのかしていないのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

いずれにしても、今3点言いましたが、本来原則としては基本的に同和対策事業が法的にも実体的にも終了する中で、基本的に終了すべき問題であるのと同時に、2つ目には今言いましたように法的に、あるいは条例的に違反しているものは、だめなものはだめだと思いますので、改めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

(午前 11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 市長は責任を回避していると、こういうふうにおっしゃいますが、責任を回避したという覚えはございませんし、行政法上は手続をきちっと合法的にとり進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いろいろおっしゃいましたけれども、14年の基本協定や17年の工事協定が存続する限りは、現段階では立場は変わるものではないと、こういうふうに思います。

それと、やはり地方分権が進む中で、地方自治体の自立する積極的なまちづくりの代替案を県は考えるべきであろうと思いますし、県において新幹線新駅と同等以上の経済波及効果を持つ地域振興策を促進協議会に早急に示されるべきであると、これが県の責任であろうというふうに思います。

金のことをおっしゃいましたが、よその市長がこう言っておるということでございますが、それはやはり正副協議会できちっと決めておることでございますので、皆同等の考えで、そのことを基本に置きながら金を納めておりますので、そのことはきちっと、県かJRか栗東市がわかりませんが、きちっとしたことをしていただくこと、このように考えております。

あと、金がどういうふうに動いてどうか、どうかとおっしゃいましたが、そのことについてはまた担当の方からお答えを申し上げますが、要するに納めました1,200万の額についてはきちっと返済をしていただくこと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長(田中栄太郎君) 副市長。

副市長(川尻良治君) 小菅議員の同和行政に関する再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1点目が、地域総合センターの清掃業務の自治法上の根拠ということであったかと思えます。基本的には議員もご指摘ございましたように、地方自治法第234条第2項の規定に基づいて、地方自治法施行令第167条の2第2号、いわゆる競争入札等に適合しないということで、これは随意契約で契約をさせていただいているところでございます。

それから、市の契約規則でございますが、これについても見積書の徴取ということでございますが、第23条、これはただし書きがございまして、契約の性質によっては見積書を徴するものを1人とすることができるという規定がございまして、この規定にのっとっております。

それから、同和事業促進協議会への補助金ということでございますが、これはまた議員ご指摘のとおり、現在は野洲市同和事業促進補助金交付要綱、これに基づいて補助を行っておるところでございます。

それから、答弁の中で金額、同和事業促進協議会への金額が少しわかりにくかったということでございますので、改めて申し上げます。旧中主町では昭和49年度から平成3年度まで、旧野洲町では昭和50年度から支出をいたしておりまして、補助金総額といたしましては1億8,461万6,000円でございます。

それから、固定資産税の減免でございます。これもお話の中でございましたように、現在私どもは野洲市同和对策事業に係る固定資産税の減免取扱要綱ということで、要綱に基づいております。さらに、この要綱の根拠としましては、野洲市税条例の施行規則の中で定めておりますし、税条例との整合ということでございますが、若干この税条例との整合の中で、いわゆる還付方式と減免ということについて手続上課題があると、かように認識しておるところでございます。これについては条例を改めるのか、あるいはやり方を改めるのか、こういうことだろうと思っておりますが、現在はこの是正に向けて地域の方々と共に協議をさせていただいております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、新幹線新駅の方で少し補足をさせていただきます。

まず19年度工事費の使い道はということでございます。19年度工事費は現場事務所の撤去費用とJRの人件費に充てられるものでございます。なお、19年度工事が終了した段階で、最終の本精算が行われ、促進協議会で返戻金について協議をいたしまして、最終の返戻額が確定する予定というふうに伺っております。

続いて、事務事業評価についてでございます。

まず1点目ですが、あらかじめ全体像を明らかにすべきではなかったかということでございますが、本市における行政評価制度の導入につきましては、庁内に行政評価導入プロ

ジェクトチームを設置いたしまして、本市の実態に最も適した形態を職員で議論し合い、検討を進めてまいったところでございます。そして、昨年度の取り組みはプロジェクトチームや庁議などにおいて職員がアイデアを出し合いながら、また時によってはそういったことまでは不可能ではないのかなどといったように、忌憚のない議論を重ねつつ試行したというものでございました。

したがって、完成されたシステムを導入する場合と異なり、昨年においてはその制度の概要についてあらかじめの説明をさせていただくことが十分にできなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目でございますが、予算提案時に説明がなかったのではないかとということでございます。昨年におきましては、外部委員会や結果の公表をるところまで制度の熟度の深化を図ることができませんでした。したがって、改善する事業についての概要等の説明は、従来どおり各委員会等の場において、各担当部の判断により実施されたものと考えております。今年度以降は、昨年度の試行からさらに制度を深化させるということで、外部評価委員会の設置と政策形成に支障のない範囲での評価表等の公表を実施する予定でございます。

それから3点目、行政評価自体、単に財政上の観点のみで見るとはいいというご指摘ございました。昨年度の事務事業評価の中で、その拡大や充実に向けて検討すべきと評価を行ったものは、改善を検討すべきとした事業約300のうち81件に上ります。このことから、行政評価が決して財政上の観点のみではないことをご理解いただきたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 小菅六雄君。

17番（小菅六雄君） 新幹線の問題であります。なかなか市長、言っていることがわかってもらえないというか、わからない人というか、県が政策転換した、だから県の責任、代替案があれば県が示すべきだ、これはまさに責任逃れ、これを責任逃れというのですよ。県の政策転換はすなわち県民の意思の反映ですね。すなわち市民の意思の反映なのです。そこがわかっていないですね。何回言ってもわからない方であれば指摘にとどめておきますが、改めて市民の立場に立った市政を行うように求めておきます。

それで、さっきの答弁でよくわからなかったのは、19年度に持ち越す9,790万円は何に使われるか。それは今言われましたが、結論として新駅はつくらない、後始末の経

費と理解していいのかどうか。ここをはっきり、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、事務事業評価であります、いずれにしる民主的に市民の立場で進めるべきだと思っております。それで、先ほど予算の審議の中でどうやっていくかということについては各課の判断にゆだねた趣旨の答弁をされたと思いますが、大事な予算編成で同時に事務事業評価を行って、そこに反映さすのであれば、当然予算審議のときに説明しないとだめですね。重大な制度の補助金の要綱の廃止とか変更をやっているのだから、それなしに進めていくのは問題だと思っております。これも指摘しておきます。

それと、一層民主的市民の立場で進めていくために、960項目と言われている内容、現時点でその項目を明らかにすべきだと思っておりますけれども、資料を出すのか出さないのか、公表するのかお聞きしておきたいと思っております。

それと、最後の同和問題であります、言いましたように、百歩譲って仮にいいことであっても、法律と条例に違反しているものは、だめなものはだめですね。若干追加してお聞きしておきたいのですが、固定資産税の件でいいますと、この間実施以来の固定資産税の減免総額、これをお聞きしておきたいと思っております。

それと、再三言っていますように、上位法に基づく税条例の制定の中では、減免の規定は、特定の地域を設定して減免はできないのですよ、現時点では法律的には。にも関わらずやっておられることと、税条例の第71条については、納期限の7日前に市長に申請する申請主義ですから。にも関わらず今の方式をやっておいでである。それで、先ほどの答弁を聞きますと、条例上整合性の問題で課題があると言われましたが、先ほど聞いたのは、条例に課題ではなくて違反しているかしていないか、それをはっきりイエスかノーかで聞いたわけでありまして、その点ははっきり言っていただきたいと思っております。

それと、関係者と協議を進めると言われましたが、言っていますように法律あるいは条例に違反しているものは、だめなものはだめ、この19年度から直ちに改善すべきだと思っております。もう一度方向をお聞きしておきたいと思っております。

それと、同和事業促進協議会であります、ほぼ100%と言わなくとも90%を補助金に頼る任意団体、これは極めて不正常的な団体補助ですね。これも明確に本来の市の補助金規定の精神からいくと違反していますよね。だから、明確にこれはやめるべきだと思っております。もう一度お聞きしておきたいと思っております。

議長（田中栄太郎君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 小菅議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的に法令違反の条例あるいは規則等についてはおっしゃるとおりだと、一般論としてはそう思います。ただし、分権時代の中でございますので、やはりできるだけ市民の立場に立った条例解釈権というものもまた一方では要請されていると、かように思っている次第でございます。それは前置きでございますが、具体的には、固定資産税の減免については、先ほども申し上げたとおり、いわゆる減免要綱に基づいて、一応私どもとしてはこれまでから取り扱ってまいりましたということでございます。ただ、私どもは、さっき申し上げた還付方式と減免方式、特にこの点については前回か前々回か、ちょっと申し上げたと思うのですが、旧野洲町においてはまず税を完納していただく。これを優先したいという考え方がございまして、その後申請に基づいて還付するという形で一応判断されていたと。これは一方では、税条例云々は別として、納税意識を涵養する意味で、あるいは納税という意味では、やはり一つうなずける面があったのではないかなと。だからこそ今まで続いてきたし、地域の方々の納税意識というものが一定程度これによって上がっていったのだと、こういうことは評価できると思います。

そういうようなこれまでの経緯がございますので、これを一挙に、ある意味で形式的に改めるということについてはいかがなものかということもございまして、その辺の周知あるいは今後の対応について、一定協議をさせていただいていると、かようなことでございます。

それから、同和事業促進協議会の件でございますが、これもさっき申し上げたように昭和49年あるいは50年からずっと始まっているということございまして、これも正確なところ、書類が今残っていないそうでございますが、話としてお聞きしているのは、当時小集落地区改良事業等が始まる中で、やはり地域の方々の合意を得るなりいろいろな形の協力等々も必要だったと。かような中で同和事業促進協議会が生まれたと。これはちょっと正確でないので間違っていたら申しわけないのですが、当時は行政の方が、一応長にもついておられたと、かようにも伺っておるところでございますが、どちらかという行政として同和事業を促進する意味で、地域の方と共同体制をとる意味でつくられた団体だと、かように認識しておるところでございますが、現在もその部分については一定役割はまだ果たしているのだと、かように認識しておるところでございますので、今直ちにこれをやめるといふふうには考えていないところでございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） まず新幹線関係で、19年度の経費が後始末の経費かどうか

ということですが、これはあくまでも現場の後始末の経費と。19年度現在までの事業の経費というふうに伺っております。

それから、事務事業評価の関係で、960項目の提示はどうかということでございますが、平成19年度につきましては、政策形成、意思形成の公平性、中立性の確保に支障の出ない範囲で公表をしていく予定をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 副市長。

副市長（川尻良治君） 先ほど答弁いたしました中で、固形資産税の減免額ということでございましたが、ちょっと始まって以来トータルという形では今把握をいたしておりません。ただ、例えば18年度で申し上げますと、トータルが1,208万2,750円、17年度が1,354万3,950円、こういう形でございますので、大体こういう感じかなと思っておる次第でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第11号、第13番、田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 13番、田中孝嗣でございます。野洲町時代、いち早く男女共同参画条例をつくられて、今、議会を見ても女性の方が一人も執行部に入っていないようなあれなので、女性の登用を野洲市は、とは思っていたのですけれども、今議会から女性が、事務局を除いて誰も入っていないというような、寂しいような思いをしております。今度のまちづくりもいろんな形の中で条例をつくっていかれるけれども、身になる条例にしていきたいと思います、そんな思いもしておりますし、今回の質問にもその件が出てきますので、ちょっと頭に置いておいていただければありがたいなと思っております。

それでは質問に入らせていただきます。年々目が悪くなって老眼鏡を持ってこないことには見えないようになってきましたので、ひとつよろしく。

本年スポーツマスターズ2007びわこ大会が9月14日から20日まで、滋賀県を会場に13協議が開催され、野洲市では15日、16日、17日の3日間、総合体育館でバドミントン競技が開催されます。また、来年度にはスポーツレクリエーション祭が行われるということでございます。

滋賀県のマスターズのこれを見ますと、日本スポーツマスターズは、2007年琵琶湖大会では県民みんなが盛り上げる大会を目指し、スポーツを通じて極める、支える、交流するなど、参加者が滋賀の魅力に触れながら、豊かなスポーツを構築する上で大きな期待

が持てる大会としますと。また、大会を通して自然環境豊かな琵琶湖を有する滋賀らしさを発信したいと、そういう思いの大会であります。

そこで、野洲市にお尋ねさせていただくのは、本年度マスターズに関しての件で、

- 1、大会運営の主管は県のバドミントン協会になるのか。
- 2、野洲市教育委員会あるいは体育協会はどこまで関わるのか。
- 3、またバドミントン競技の参加者はどれくらい見込まれているのか。
- 4、競技参加者だけではなく、応援や観客の会場へのアクセスはどのようにするつもりなのか。
- 5、駐車場の問題点はないのか。
- 6、本年度予算では50万円の補助金が付いているが、その使い道は。
- 7、大会運営を支えるボランティアは必要ないのか。
- 8、全国から多くの来訪者が訪れるので、野洲市のよさを認識してもらうチャンスではあるが、商工会や観光物産協会との連携はどのようにしているのか。
- 9、野洲市民の出場者はいるのか。いるなら支援策は。
- 10、会場になる総合体育館は老朽化し、雨漏りがすると聞いているが、その後の修理はどうなっているのか。

次に、2番目で、また来年はスポレクのグランドゴルフが野洲市で開催されるが、それに対する取り組み方はどうなっているのか。

3番目、生涯スポーツのより一層の普及、振興を図り、健全な心身の維持、向上を目的とした大きな大会が2年続けてこの野洲市で開催されるが、その趣旨を十分に理解し、今後どのようにこれを生かし、取り組むべきなのか、考えはあるのかお聞かせ願いたい。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまご質問がございました田中議員の、本年開催されるマスターズや来年開催されるスポレクの野洲市の取り組みと今後の生かし方についてお答え申し上げます。

1点目の本年9月に開催されます日本スポーツマスターズ2007びわこ大会に関しまして、10項目にわたるご質問をいただいておりますので、順次お答え申し上げます。

まず、大会運営の主管につきましては、滋賀県バドミントン協会が主に競技運営を行うものでございます。また、市、市教育委員会及び体育協会につきましては、来市されます

選手役員の皆様の歓迎をいたしたいと考えております。

次に、競技の参加者見込み数でございますが、男女各48チームで合計96チームと聞いております。人数は合計768名と見込んでおります。なお、審判補助員を含めました大会役員およそ200名を合わせますと、1,000名程度になると、このように見込んでおります。

次に、競技参加者、応援や観客の会場への交通手段につきましては、この路線を走っています近江バスに増発の協力をお願いして、JR野洲駅を起点とした輸送を計画したいと考えております。

駐車場につきましては、総合体育館西側の第2駐車場に約200台の駐車スペースがございますので、大会期間中の選手、大会役員の駐車場に充てたいと考えております。

次に、50万円の補助金の使い道についてでございますが、マスターズ実行委員会が大会運営経費として執行されるものでございます。

次に、大会運営を支えますボランティアにつきましては、中体連、高体連のバドミントン専門部に加入している部員を確保される予定と聞いております。また、市職員にも協力を要請したいと考えておりますが、人数等につきましてはバドミントン協会や高体連専門部と協議してまいりたいと考えております。なお、現在県におきましてもボランティアを募集されておりますし、本市にも派遣をいただくことになってございます。

次に、全国から多くの来訪者が野洲市に見えるわけですが、その野洲市のPRにつきましてでございます。今後、観光物産協会と連携しながら、関係諸団体と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、市民の出場選手の有無とその支援策でございますが、予選が行われました後に判明いたしますので、従来の激励金制度にて対応してまいりたいと考えております。

次に、総合体育館の雨漏りにつきましては、先の修繕以来、現在のところとまっていると聞いております。

2点目の、来年本市で開催されます全国スポーツレクリエーション祭、グランドゴルフ大会への取り組みについてお答え申し上げます。

去る7月6日には、第1回野洲市実行委員会を開催しております。実行委員会組織につきましては会長に市長、そして副会長に教育長並びに県のグランドゴルフ協会の会長となっております。今後は、競技運営、歓迎、観光、PRの方策を専門部会を組織して検討してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、3点目の2年連続して開催されます生涯スポーツの全国大会を今後どのように生かしていくのかと、こういったご質問でございます。日本スポーツマスターズは競技志向の高いシニア世代のスポーツの祭典でございます。シニア世代の日本のバドミントン競技のトップアスリートが集う大会が本市で開催されますことは、バドミントンの愛好者だけでなく、市民の方々にもチャレンジ意欲を啓発すると共に、スポーツ文化を豊かにする社会の実現にも寄与するものと考えております。

また、全国スポーツレクリエーション祭は、スポーツレクリエーション活動の場を提供いたしますことによりまして、参加意欲を喚起して、生涯を通じたスポーツレクリエーション活動の振興に資することを目的として開催されます。このことは、先に策定いたしました野洲市スポーツ振興計画で目標としております成人、市民の2人に1人が1週間に1回以上スポーツに親しむという生涯スポーツの普及、振興と生きがいのある社会の構築を目指すものであるととらえております。さらには、「幼児期から、いつでも、どこでも、いつまでも」を合い言葉として、生涯スポーツを普及することによりまして、5万市民の健康保持と増進を図り、心豊かな市民生活の実現に役立ててまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） それでは再質問をさせていただきます。

大会の主管は県であるということですね。野洲市や教育委員会あるいは体育協会なりはただ歓迎すると。歓迎するという意味はちょっとわからないのですけれども、どういう歓迎の仕方をされるのかわからないのですけれども、その辺もちょっと詳しく、できたらお話しをいただければありがたいと思うし、ただ来られたなという歓迎だけなのか。県民みんなが盛り上げてこういうスポーツをやっていくという割には何か野洲市、お粗末な話だけれども、その辺ももう一度回答をいただきたい。

それと、バドミントンの競技の参加、今聞いていると768ですか、インターネットを調べてみたら、去年の2006年は広島で開催されているのが380人ぐらいですね。その前も2005年の富山県でも競技人口、参加者は380人。毎年ずっと、2004年、2003年と見ているのですけれども、300人から400人弱の参加者みたいな形なのですけれども、700何ぼはどこから数えたのか。また、この700何名、800名近い方と審判なりいろんな競技に関わっていただく方が200名、1,000名の方に野洲市

に来ていただくと。これに対して、体育館、2キロちょっとあるのですかね、野洲駅から。その送り迎えなり、どういう形で、聞いていると近江鉄道に路線バスを増発していただくと。1,000名の方が来られる、また見に来ていただく方もいるというなれば、どれぐらいの増発をされるのか。近江鉄道にしっかりとその辺を打ち合わせされているのか。ちょっと不思議なのですけれども、できましたら近江鉄道の担当者とどれぐらいの増発をしていくのか、そういう細かい点までできたらお答えを願いたいと思いますので、よろしく。

それと、駐車場の問題点ですね。200台、競技に参加していただく方に対しては200台ぐらいはいけるということですね。また、応援なりいろんな観客の方はどこへ置くのかという問題点もあるだろうし、私が駐車場で聞いたかったのは、駐車場は土地だけ提供したら、あとは皆県が管理なり、案内なり、誘導なりはしていただけるのですかという話なのです。野洲市の市民は何もそういうことには関わらなくてもいいのかという話をしていただけであって、駐車場200台があるとかいう問題ではないと思うし、見たら駐車場があるのは誰でもわかっていることだし、その辺をもうちょっと詳しく教えてほしいということなんです。

ここにも書いているように、大会運営を支えるボランティアは、だから必要はないのですか。教育委員会の答えからいうと1,000人以上の方が野洲市に来ていただける。言えばバスの案内も、路線バスを増発するという話だけれども、全く知らない人が野洲駅に降りられるのですよね。そういう形の中で、案内なり看板なり、そういうものを持つ人間は皆、県がやってくれるのですか。県のボランティアで野洲市は何の関わりもなしにやっていくのですか。その辺をもうひとつ、遠いところからせっかく来ていただいているのだから、お茶の歓迎とかいろんなものの心遣いは野洲市としてはどうなのですかという話なのですけれども、選手は来ていただいてもお茶の一杯も出ない野洲市では、県民みんなが盛り上げるスポーツの祭典にしては寂しいような感じもするのですけれども、その辺の話が一つも伝わってこないということですので、それももう一度回答を願いたいと思います。

それと、8つ目の全国から多くの方が来ていただく。野洲市のイメージアップなり、野洲市の特産物、いろんなものを皆さんに知っていただくということが物すごく重要なことだと思うのですけれども、その辺の話も一向に、連携はまだこれから考えていくということですね。今6月、あともう3カ月しかないですよ。そういう話の一つも進んでいないというような話なので、その辺ももう一度詳しく教えていただきたい。

それと、野洲市民の出場者はいるのかという話、今年はまだ予選があれだからわからないという話なら、過去こういう大会に行かれた野洲市民があるのかどうか。そういうこともできることなら調べていただきたいなと思っております。

体育館の老朽化、雨漏りがあるということは、これは前々から私も聞いていたし、いろんな方からもそんな話があったのですけれども、雨漏りはもう直された。これはいつ直したか、いつ修理されたのか。天気のいい日には雨漏りしませんのでね、何ぼ見に行っても。だから直っているようには見えるかもわかりませんが、いつ直したか、時期もできたらもう一度教えてほしいと思います。

以上、回答をできたらお願いします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの田中議員の再質問にお答えいたします。

1点目の市あるいは教育委員会、体育協会はどのような歓迎をするのかというような質問でございますが、先の広島大会を視察に行った職員の復命を聞いていますと、議員ご指摘のようにあまり市民挙げての大きな大々的な歓迎のムードではなかったというふうなことを聞いているわけですが、どちらかといいますと、スポーツマスターズそのものの大会が、シニアのそういう方々の大会という性格もありまして、なかなか盛り上げるというのには、スポーツレクリエーション祭ほどはなかなか盛り上がりにくいということも聞いております。ただ、おっしゃいますように、野洲駅とかあるいは体育館の会場とか、そうした拠点、拠点ではテントを張って、あるいは観光物産協会あるいは商工会、あるいはボランティアの方々がお茶の接待なり、また土産物の販売なりグッズの販売、また野洲市のPR、そうしたものをやっていくブースなりそういう拠点を設けていかなければならないなと思っております。

それから、去年の広島大会、その前の2005年の大会での実績の参加人数をそれぞれ380人あるいは三百数十人という人数をご提示いただいたのですが、本市の現段階で考えておりますのは、それぞれの各都道府県から男女各2チームが参加をいただきますので、その枠の中の数字として把握いたしておりますので、実績の数字とはちょっと異なるということもあるかもわかりません。そのように思っております。

いずれにしても、そうした方々と大会の運営役員を含めて1,000名、あるいは1,000名近い方々が野洲駅を通過して会場に来られるわけですので、近辺の、近畿府県からの参加者につきましては、バスとかいろんな交通手段があるのかもわかりませんが、

遠方の方につきましてはＪＲ、あるいは新幹線を乗り継いでというようなことも思います。そうした場合には、バス会社との増発についても協議するわけですが、まだ具体的に１日何便とか時間当たり何便というような具体的な打ち合わせ、協議はいたしておりません。また、今後詳細を詰めて明らかにしていきたいと思っております。

また、駐車場の問題ですが、議員ご指摘のとおり、基本的には競技の種目団体が運営を、主管をされますので、駐車場そのものにつきましても提供いたしますとボランティアを張り付けてそれぞれの誘導とか案内とか、そうした業務をやっていかれると思います。この前も総合体育館で中学校あるいは一般成人のバドミントンの大会、秋季体育大会もあったわけですが、そうした方々にもボランティアとして参加をいただいたり、あるいはスタッフとして運営に関わっていただくというようなことも想定として考えております。

ただ、ご質問にございましたイメージアップ、あるいは特産物のＰＲという点につきましては、また今後さらに観光物産協会、商工会とも詰めていくという段階でございますので、いま少し時間猶予をいただきたいと思っております。

それと、野洲市民の過去の参加者、出場者の点と、もう一つは総合体育館の雨漏りの修繕の時期につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどご回答申し上げたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 田中孝嗣君。

13番（田中孝嗣君） 市民全員が盛り上げるような大会ではないというお言葉です。

研修に職員を送り込んで、去年なりおとしなのかちょっとわかりませんが、こういう大会を見てきたと。研修に行った職員はもう違う場所にいるという話なのですが、何のために研修に行かして１年で交代されるか。本当にこういう大会、また次の、来年度のスポレクが本当に野洲市としてのきちとしたことをしていかなければならないという中では、そういう職員の配置も何か疑問に思う部分もあるわけです。高い金で研修に行った者が十分に実行ができない。レポートを書いてきちつとは、詳細は出しているとは思いますが、それも出てきたら一回見せていただければありがたい。どれぐらいの大会なのか。

それと、こういう大会、私もスポーツを愛する者としては、やはり野洲市民がスポーツを十分に理解していただくために非常にいい機会であり、全員がそういうものに足を運んでいただける、そういう会場づくりをしていってみんなが協力して大会を盛り上げれば、

後々そういうものが続いてくると思うのですけれども、そういう思いの中で応援をしていかなければならない。人数の問題とかいうのは、正直な話、種目じゃなしにインターネットで過去ずっとどれぐらいかというのは皆出てくる。どういう歓迎でどうなのか。私らもいろんな大会に寄せていただくと、駐車場にしても地域の老人会やいろんな方が案内で、ボランティアで出ていただけるとか、いろんな形の中で皆さん盛り上げているのですよ。市民みんなが。いろんな方に盛り上げていただけるから、盛り上げていただくのも必要だということと、先ほどはじめに言ったように行政と市民が協働のまちづくりをしていくのだと。まちづくりをしていこうとすれば、前々からいろんな人と打ち合わせをして、いろんな形の中で協力をしていただかないと、行政だから協働でおまえらせよという問題ではないのですよ。ということは、商工会にしても野洲市の特産物を売る面にしても、前々からそういう協会なりに話をしていって、どういう形で野洲市はPRをしていくのだと、野洲市のイメージアップをしていくのだという姿勢がなかったら、もう3カ月でしょう、正直な話。まだこれから検討していくと、いつ検討して、2カ月前か1カ月前か、適当にその辺のものを売っておいたらそれでいいわというようなことになりかねないのですよ。野洲市のイメージとしては全く、思っていたよりも悪くなる可能性も出てくる。

だから、皆さんこうして一生懸命まちづくりをしていく、住民と協働だというならば、住民もやはり気持ちよく働ける場が必要なのです。それが野洲市は大体いつも抜けているのですよ。格好だけつけて。だから、そういう話ではなしに、そういうこともしていただきたい。これは願望で結構ですので、別に返事をもらったって変わるという思いはしていませんので、そういうことで質問は終わります。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの田中議員の再々質問でございますが、おっしゃるように、確かに市民と行政が共に協働してその地域をPRしていく、そしてまたイメージアップしていくと。これのためには多くの方が県外あるいは市外から野洲市に見えますので、絶好の機会というようなことも思っております。そして、選手の皆さんの立場にしましても、野洲でバドミントンの競技を総合体育館でやって、成績は別といたしましても、野洲で受けた印象ですとか、思い出でありますとか、あるいは野洲の土地でとれた物産でありますとか、名物でありますとか、そうしたものをお持ち帰りいただく。いい思い出と共に持ち帰りいただくというふうな気持ちをそれぞれ市民みんなを持って、歓迎をしていくと、こういう気持ちが大事だと思います。そのためにも多くの市民に参加、あるいは

観戦、応援をしていただくということも大切です、市民に盛り上げていただく、こういうような取り組みが非常に大事かと思っております。今後、こうした点に注意しながら詳細を詰めてまいりたいと思っておりますので、またよろしくご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第12号、第16番、野並享子君。

16番（野並享子君） 大きく3つに分けて質問をいたします。

まず、第1点目、子育て支援センターについて質問いたします。

野洲市では、子育て支援センターとして3カ所を設定されておられます。今年度の予算では、保健福祉センター3階に市として設置する費用として1,475万円が計上されておりまして、そのうち人件費を除いた運営費が100万円となっています。また、あやめ保育園ときたの保育園に併設されております子育て支援センターには、各777万円の予算が計上され、運営委託されております。

野洲市では毎年500人ぐらいの子どもが誕生いたしております。3歳未満児はゼロ歳、1歳、2歳として1,500人ぐらいおられるのではないのでしょうか。そのうち保育園に行っているゼロ歳、1歳、2歳児の子どもたちは200ぐらいではないのでしょうか。そうすると、残っている1,300人の子どもが子育て支援センターの対象ということになります。

野洲市には、児童館は和田と北比江の2カ所あります。3歳未満児が遊べるスペースは狭いと思います。栗東市では、各学区に児童館があり、午前中は乳幼児がたくさん来ておられます。また、児童厚生員もおられ、遊びのスペースは広い場所がほとんどであります。

新しく開設されました保健福祉センター3階のロビーに、野洲市子育て支援センターが開設されましたが、さまざまな問題を抱えています。このような状況から、野洲市の子育て支援センターについて以下の点を質問いたします。

1、きたの子ども支援センターは人気があります。申し込みの行事など、人数制限がありますが、何人の子どもがはみ出しているのか、お尋ねをいたします。

2、あやめ保育園で子育て支援センターが行われています。委託料として777万円が出されていますが、通常何人の子どもが利用し、どのような内容の支援が行われているのでしょうか。また、今後どのような改善をされるのでしょうか。

3、保健福祉センター3階に設置されました子育て支援センターは、授乳室もなく子ど

も用のトイレや手洗いもなく、外遊びをするためのベランダにはマットを敷くなどの対応が必要です。また、スペースが狭く、今後どのように改善されるのでしょうか。

4、3カ所の子育て支援センターと2カ所の児童館では、1,300人の子どもに対応できる状況ではありません。先進地域では施設利用料の助成や遊具の貸し出しなどがされています。野洲市で子育てサークルをされているグループは何組あるのでしょうか。サークル活動への支援はどのようにされているのか、お尋ねいたします。また、行政だけの力で1,300人を対象に子育て支援をするのは不可能と考えますが、今後どのような支援体制をされるのか、見解を求めます。

2つ目、保育料の軽減についてお尋ねいたします。

昨年6月の一般質問で行いましたとき、保育料を無料にした場合、対象は4人で9万円の費用と答弁がされました。また、こういった問題は少子化対策会議の中で検討という答弁でございました。そのとき同じように質問したのが、保育料の軽減を求め、D3階層以上の保育料をD2階層以下と同じように、下の子どもほど減額するように求めました。答弁では、保育料全体を検討しなければならないということでありました。

しかし、今年度から国の基準が変わり、すべての階層で第2子を半額、第3子を10分の1にするようになり、D2階層以下の子と同じような状況となりました。これで随分保育料が安くなったと思います。しかし、上の子どもが小学校に行けば保育料が上がるという状況が発生いたします。

既に、甲賀市では3人目の保育料を無料にし、大変喜ばれています。しかも、上の子どもが18歳未満ということですから、小学校に上がっても3人目の保育料は無料です。離れて生まれてきても2人目は2人目、3人目は3人目です。

野洲市で甲賀市のように上の子どもが18歳未満という条件の場合、3人目の保育料を無料にするにはどのぐらいの予算があればできるのか、答弁を求めます。さらに、上の子どもが小学校に上がれば、保育園に残っている子どもの保育料は1人目、2人目に関係なく、そのままの状況にする必要があると思いますが、見解を求めます。

また、住民税と所得税の税源移譲によりまして、所得税が10%から5%に下がりました。そういう関係で、保育料を改定しなければならないと思いますが、この点をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

放課後子どもプランについてお尋ねいたします。

放課後子どもプランには、放課後児童クラブと放課後子ども教室に分けて、厚生労働省

と文部科学省とありますが、県、市では教育委員会が連帯して行う。野洲市もプランは教育委員会となっていますが、どのようなプランの具体化がされているのでしょうか。

野洲市の場合、放課後については学童保育が担っています。しかし、夏休みのみを希望した場合、学校の教室などを使って子ども教室として運営するようなことを言われていました。どのような対応になっているのでしょうか。

また、現在小学校区で土・日にコミセンなどで、地域のボランティアでクラブ活動や子ども教室が行われています。予算が昨年より少なく、困り果てているところがあります。この予算は国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1を負担することになっています。昨年60万円の補助金をもらい運営されていたところなど、県に申請すれば国と県で40万円、野洲市が20万円ということになります。しかし、県に対して申請が出されていないということであります。野洲市では地域の教育力を生かした子どもの健全発達をどのように位置付け、サポート体制をとられているのか、見解を求めます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは野並議員の子育て支援センターについてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目のきたの子育て支援センター事業の人数制限についてのお答えをいたします。

きたの子育て支援センターで月1回行っている「親子サロン」、19年度の4月、5月の申し込み実績は延べ135組で、申し込み人数が多く、参加できなかった親子は延べ23組みとなっております。なお、同日に野洲市子育て支援センターにおいて「にこにこ広場」を開催するなど、連携を図りながら子育て支援の取り組みを進めております。

次に、2点目のあやめ子育て支援センターの事業内容についてお答えをいたします。

あやめ子育て支援センターにおきましては、毎週月曜日午前10時から正午まで「フレンド広場」を実施しております。19年度4月、5月の実績は133組の親子となっております。内容は、リズム遊びやふれあい遊びなどにより、親子との遊びの提供、支援を行っております。また、園庭開放及び子育て電話相談は毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで実施しております。また、子育て・発育相談につきましては、毎週土曜日に事前予約にてカウンセラーが相談を受けております。

次に、3点目の今年度4月に開設した野洲市子育て支援センターの状況についてお答えいたします。

センターの施設としましては、授乳室が個室とはなっておりませんが、パーテーションを利用し、簡易ではありますが、授乳コーナーを設けて使用いただいております。また、子ども用のトイレにつきましては、来所する子どもさんの年齢がまだ排泄の自立が難しいということもあり、設置しておりません。しかし、トイレトレーニングができる2歳後半ごろからのトイレが必要な子どもさんにつきましては、乳児用の便座などを置き、排泄できる環境を整えていきたいと考えております。また、3階ベランダの一部を利用し、子どもが活動的に遊べるよう施設の拡充も図ってまいりたいと考えております。

なお、面積につきましては、野洲子育て支援センターの子どもの遊びの場のスペースは約50平米となっており、きたの子育て支援センターでは117平米、あやめ子育て支援センターでは94平米と比較しまして、狭小ではありますが、工夫して事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の野洲市の子育て支援につきましては、子育てサークル数は児童家庭課で把握しておりますのが7グループでございます。今年度からは活動の場の提供として、野洲健康福祉センター1階集団研修室を、毎週月曜日に登録制で開放しておりますが、現在利用いただけていない状況でございます。

本市の子育て支援といたしましては、市内3カ所の子育て支援センターと2カ所の児童館を有効に活用いたしますと共に、今年度より各学区の民生委員・児童委員、ボランティアの方で実施していただいております子育てサロンとの連携を強め、地域で安心して子育てができる環境を整えてまいりたいと考えております。

続きまして、野並議員の保育料の軽減についてのご質問にお答え申し上げます。

上の子どもが卒園しても保育料の減免を続けるべきではとのご質問であります。保育料の軽減は保育園に2人以上の子どもを預けることによる経済的負担を解消しようとする制度であり、このことは上のお子さんが卒園され、義務教育となる小中学校へと進まれることにより、保護者の経済的負担は軽減されると考えておりますので、現行の制度で目的を果たしていると考えております。

なお、本市におきましては、今年度保育料の見直しを図り、低所得層の軽減を図った他、全体としては約20%の軽減措置をとっており、2子、3子に係る減額に関しても、国の基準が改正されたことにより、現行の制度で負担軽減が図られていると考えております。

なお、甲賀市で実施されている所得税非課税世帯における第3子の無料化を本市において適用した場合、該当者が約30名で金額にしますと約150万円程度の影響が出るもの

と考えられます。

あわせて、税源移譲に係ります考え方についてのご質問でしたが、現在国では7階層の所得分類措置が講じられておりまして、本市では本年度から区分を16階層という形で細かく階層区分をしたわけなのですが、税率が大きく変わるということもありますので、今後国の示されます基準を踏まえまして、保育料の額についても検討していく必要があると考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 野並議員のご質問で3点目、放課後子どもプランについてのご質問にお答えをいたします。

平成16年度から昨年度まで各地域のコミュニティセンターにおきまして、土曜日や日曜日に実施されてきました文部科学省の委託事業であります地域子ども教室推進事業は、基本的には3カ年で終了いたしました。しかし、地域教育協議会の場におきまして、市内の全学区から強い継続の要望がございましたので、類似の国県補助金を確保しながら継続をしていくこととして、現在取り組んでおります。

地域子ども教室の予算関係につきましては、平成18年度で国の委託事業としては打ち切りとなりましたが、平成19年度滋賀県放課後子どもプラン（放課後子ども教室推進事業の週末型）といった補助事業の補助対象として採択を得られましたので、1学区当たり16万8,000円、6学区で100万8,000円を予算化いたしております。これと合わせまして、国立青少年教育振興事業の助成事業で「子ども夢基金」というのがありますが、これの制度の採択の申請をしておりましたところ、去る5月にこの制度がすべての学区で内定の通知をいただきました。したがって、16万8,000円と30万円を合わせまして、1学区当たり46万8,000円を確保することとなりまして、学区によりましては事業費が昨年より少なくなっているところもございますが、実施状況に合わせて配慮していきたいと考えております。

また、議員ご質問の予算が昨年より少なくて困っておられる学区があり、昨年60万円の補助金をもらって運営されていた学区というふうなお話もありましたが、多分三上学区の地域子ども教室のことではないかなと思うのですが、そのことと国、県、市それぞれ3分の1を負担することになっております放課後子ども教室推進事業とは別の事業でございますので、ちょっと文面を読ませていただいていますと、その2つの事業を混同されてい

るようにも思います。

そして、一方で本年度新たにすべての児童を対象に、子どもたちが安心して友達や地域の方々との交流や体験学習ができる居場所づくりとして、「野洲市放課後(季節)子ども教室推進事業」として開催するための諸準備を進めております。

既に4月と5月には放課後子どもプラン運営委員会を開催いたしまして、今年度は試行的に各小学校で夏休み、冬休み、春休みの長期休業期間中の平日、午前9時から午後5時を開設時間として運営する計画でございます。

今年度は保護者に参画いただくことはもちろんですが、多様な地域の人々が関わる体験や活動により、地域の教育力を生かした子どもたちの健全な発達を図るための野洲市地域教育協議会や放課後子どもプラン運営委員会での協議を踏まえながら、季節学童保育の一面もあわせ持つこととなりますが、「放課後(季節)子ども教室」として取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長(田中栄太郎君) 野並享子君。

16番(野並享子君) 第1点目の子育て支援センターの問題でありますけれども、今言われた50平米、こんな小さいのです。どうしたら見えますか。3階のフロアをこういう形で仕切って、私が行ったときには4組の親子でした。先ほど言われた、きたので行われているところではみ出した子どもが、水曜日はゼロ歳とか1歳とか2歳とかいう限定なのです、きたのは。だから、水曜日の午前中は辻町の保健センターの方に来られるということで、20組ぐらいの親子、だから40人ですね。ここに40人と言えば本当にイモの子を洗うような状況になると思います。今、これは3組ぐらいが見えているのですけれども。20組40人ですよ。そういうふうな状況の中で、センターで行われております。このスペースというのは、もうどうしようもない状況であります。ベランダを使うということで掃除をされているのですが、部長、あの場所を見に行かれましたでしょうか。私が行きまして、ベランダのところに大屋根からのとゆが2本あります。ですから、全部の水があつたベランダに流れ込むことになっているのです。そういうふうな意味で、もうあちこちコケだらけになっているのです。今までそんな状況ですから。一生懸命、とにかくそこでも遊び場としてやらないと、子どもたちが、せっかくお母さんたちが連れてこられても、本当に遊べるような状況ではないのです。

ここあたり、どういうふうにするのか。こんな大きなとゆの管ですよ。普通の家の部

分ではありません。こんな大きな管が2本、ベランダに流れるようになっていました。とゆからとゆで下に落ちるのと違うのです。そこにとにかたまるような構造になっています。ですから、しょっちゅう掃除しないと泥というのか、春などは黄砂も大変でしょうし、そういう問題を抱えているような施設です。工夫のしようがないというような思いをしますのでけれども、本当にどう考えておられるのか、もう一度答弁を求めたいと思います。

それと、きたのとあやめの関係ですね。同じ777万円、予算としてはありますが、しかし、きたのの場合は、4月で490人、5月で596人の利用があって、年間6,000人ぐらいになりますでしょう。あやめの場合は年間2,000人ぐらいだと先生がおっしゃっていました。同じ予算で3倍からの子どもの利用が違うというのは、それはやはりきたのの場合は月曜日から金曜日まで、いつでも行ってもいいような状況になっていますが、あやめの場合は月曜日の午前中だけです。そういうふうな状況の中で、同じように777万円の支援費という形で入っているというのは、これはどうもおかしいと思うのです。

私は中主の地域に、きちっとした子育て支援センターのキーステーションになる場所が必要だと思います。保育園を増築するなり、あそこではもうだめですよ。違うところに増設をするなり、本当にきちっとした子育て支援センターをつくらないと、あっちの地域では常時子どもたちが行けるという場所はありません。その点で、どういうふうな方向を持っておられるのか。その点をお尋ねいたします。私は保育園の増設といいましょうか、本当に常時子どもらが行ける子育て支援センターの場所が必要だと思いますので、その点をどう考えておられるのかお尋ねいたします。

いろいろサークルがあります。今、7グループということをおっしゃっていますが、入っているのか入っていないのかわかりませんが、西河原の自治会館を借りてピヨッコクラブというのが、20人ぐらいの子どもでサークルがあるとか、また親子リズムを中主のふれあいセンターでされているとか、三上のコミセンでされているとか、そういうサークルがありますが、どういうふうな形で支援をされているのか。今、私の質問に対しての答弁では、支援策が答弁としてなかったように思います。遊具などを貸しているところがあるということで質問にも出しておいたのですけれども、それに対する答弁はございませんでした。お聞きしますと、中主のあやめ保育園では、西河原の自治会館で行われているピヨッコクラブにクリスマスの衣裳を貸したり遊具を貸しているとおっしゃっていました。また、東灘区のこういったところの先進地では、いろんな形で遊具の貸し出し、インターネットで貸し出しの用紙なんかも検索して出せるようになっていています。そういった形で、本

当に市がもっとサポートをしていくということが必要ではないかと思いますが、その点についてご答弁をお願いいたします。

保育料の軽減ですが、今、2人目の子どもが義務教育に上がったら減るということをおっしゃったのですけれども、D4階層で5歳、3歳、1歳という子どもがいた場合、5歳が保育園へ上がって小学校に行けば増額になると思うのです。1人目が3歳から4歳になって、2人目が2歳ですから、3歳未満時ということで金額は高いままですね。1人目が全額で2人目が2分の1ということですから、軽減ではなくて上がるのです。小さい子がいれば。そういう意味で、今おっしゃった軽減できるということではないと思いますので、子どもが保育園に行っている費用を軽減していくために必要ではないかと思います。

今年16階層に変えたということをおっしゃいました。インターネットで検索したときには、まだ野洲の前の部分しか保育料は載っていませんでした。ですから、前の部分でつくってみたのですけれども、野洲の保育料、草津、守山、栗東と比べてみますと、所得税が夫婦で10万円の人が4市の中で一番野洲が安いと。3歳未満児です。3歳未満児で一番安いというのが出ていますが、あとはもう本当にひどいものです。みんな他の部分が一番を占めておりまして、40万円のところの3歳、4歳というところでは、最下位の4番目です。

そういうことで、子育てに関して保育料はぱっと全部一覧表にしたときに、10万円、20万円、30万円、40万円という所得税の人で、栗東が一番安いですね。やはり子育ての部分で栗東が住みやすいと言われるのは、こういう部分からもあるのかなというふうに思います。額的にも6,000円、7,000円安いとかということで、金額的に10万円、20万円、30万円、40万円という層、全部で全体的に栗東は安いなど。野洲は3番目、4番目と。4つしかまちがないのですからね。その3番目、4番目という状況になっています。

ですから、こういう面で来年は所得税の10%が5%になるということで、全面的に保育料の改定をしなければならないですよ。そのときに、やはりもっと保育料を下げていくということを念頭に置いて、ただ単に所得税が幾らから幾らという形の階層16のままではなくて、保育料そのものをきちっと下げていくということを基本に、料金改定をされるのかどうか。その点をお尋ねしたいと思います。

それと、3人目の保育料、30人で150万円ということをおっしゃいましたが、これはやれない金額ではありませんね。やろうと思えばやれる金額ではないでしょうか。既に

この近くの甲賀市においては実施されているのですから、こういった面においても野洲でも率先してたくさん子どもを産んでもらうという意味で、若干出生率が上がったという、本当のパーセントでわずかですけれども、そういう兆しが見えたということですが、やはり子どもを産み育てていってもら環境をよくしていくためにも、これはぜひ野洲でも実施していただきたいと思うのですけれども、できない野洲の力ではないと思いますが、これは市長に答弁を求めたいと思います。

放課後子どもプランですが、今おっしゃった地域子ども教室が3カ年で終了したと。終了したとおっしゃっても、地域では本当にいろんなことをされておられます。終わったからやめていくというものではないと思うのです。三上の子ども教室なのですが、参加している子どもが212人で、小学校の児童の6割から7割がこの子ども教室に参加されているのです。それだけ地域ぐるみで土曜日、日曜日、子どもをサポートしていくということで一生懸命されている。ほとんどがボランティアです。チラシのお金とかそんな部分で何もかも皆さん、ガソリン代も出ない。献身的にされている中で、今言われた46万8,000円ですか、そうするとまた身銭を出さないとならないというのか、どう言いましょうか、本当にプランが違うというふうなことを、当局はそれでいいのですよ。なくなったのだから、滋賀県の子どもプランと夢基金とで46万8,000円ですと。野洲市としてはいったい幾ら出すのですか。これは全部人のお金でしょう。野洲市としてこれまでされてきて、これまで地域子ども教室ということで補助金があったからやっていたと。なくなったら、やはり市として出さないといけないのと違いますか。こういう意味では、本当にわずかのお金で皆さん一生懸命、どうして学区内の子どもを健全育成させようかと思って頑張っておられる方々に対して、もっとサポートをしていかなければならないと思うのです。

そういうところは、生涯学習課の方に声として入っていると思うのですが、毎週やっておられるようなところと単発的に月1回とかいうふうな形でされているところとは、やはり全然違うと思うのです。そういう意味で、今言われた1学区一律の補助金でされて、押しなべていかれるというのではなくて、やはり頑張ってやっておられるところにはそれなりに行政としてのサポート体制が必要なのではないでしょうか。もう一度見解を求めたいと思います。

今言われた放課後(季節)子ども教室、これはいったいどういうふうな形で、もう夏休みですから目の前です。どういう形でされようとしているのか。金額とか責任体制とか、そういった部分のご答弁をお願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時46分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 二、三点私の方からお答えを申し上げます。

まず、子育て支援センター、わざわざお写真を見せていただきましたが、はっきり申し上げて私も納得はいたしておりません。十分ではございません。だけど、あの建物の中でもう少し合理的に考え直しをしてもらいますので、しばらく猶予を下さい。

きたの子育て支援センターが日によって制限されているということをおっしゃいましたな。事実ですか。わかりました。それも是正させていただきます。

それと肝心なこと、月費の話ですが、これは部長に十分ゆだねておりますので、部長から回答していただきます。

しかし、栗東市のことが出ると、私もいささかこう、するのですが、今見直しをして表を比べますと、栗東とそんなに変わりませんよ。前の古い資料でやってはるのと違いますが。それはもう個々の問題として、やはりそれなりの対応はしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問について、何点かいただきましたのでお答え申し上げたいと思います。

先ほど市長も野洲の子育て支援センターにつきまして、スペースの問題を見直すということなのですが、4月当初かなりの方が、珍しさもあったと思いますけれども、お越しいただきました。5月に入りまして、午前中の利用、どうしても午後ですとお昼寝等がありますので、やや人数が減ってきたということですが、今の施設が、子どもの遊ぶスペースが50平米ということで、少し周囲が、若干通路もあるのですが、そのスペースも検討をあわせて進めてまいりたいと考えております。

そして2点目、きたのとあやめの支援センターの、同じような費用がというようなお話でありました。県の子育て支援の補助メニューの中で、幾つか子育て相談をしたり遊び場を提供したりというメニューがありまして、それをクリアすると補助金が交付されるとい

うようなことになっております。直営型と社会福祉法人が実施する民営型というのですか、この部分については園の特色を生かしていただくということで、中主でしたらあやめの保育園の保育で、保護者の方と色々な形で綿密な関係があるということで、そっちを生かして運営をいただくということですので、ある程度各支援センターの自主性を踏まえて、地域できちっと子育て支援に関わっていただくということで進めていただいております。

また、中主地域の支援センターということで、方向性ということで少しお話があったようなのですけれども、中央に祇王の今の保健センターに野洲市直営の支援センターをつくりまして、あとは民で2カ所実施したということですので、しばらくこの3つのセンターが連携を図りまして、子育て支援を進めてまいりたいということを考えております。

子育てグループの支援ということなのですが、きたのにつきましては、16年からオープンしたということがあります。子育てサークルをつくっていく部分でいうとなかなかできていない。聞いていますと、1グループさんがきたのからサークル活動をしてできたということですが、本来サークルの支援とか活動の相談等もしていくということが大きな要素ですので、その部分については今後この3つが連携しながらサークル活動をしていただけるような環境及び支援というのをやっていかなければならないと考えております。

サークルへの個々の支援では、子育て支援の持っている遊具とか絵本等はお貸しするというのは入っておるのですが、今後サークル支援をする中で、どのようなことを支援すれば多くのサークルができるかも考えていく必要があると考えております。

あと、階層別の中で、義務教育に上がられますと上の方、残った方が保育園へ上がるということですが、少し回答で申し上げましたのは、3人保育園にお入れになったお子さんが、1人小学校へ上がられますと保育料が、階層によって違うのですけれども、1人分義務教育によって要らなくなるという部分では、お2人の分で一定費用が軽く済むというようなことを申し上げました。

そして、近隣と比べてということですが、栗東につきましては少しスタートが、保育園が安い段階で年々改正されていると聞いておりますけれども、今回低階層部分の保育料をできるだけ軽減していこうという形で改正いたしましたし、少し階層の幅の中でも大きな階層幅があって、その部分ではちょっと極端に保育料が高くなるということがありましたので、その意味では階層を少し区分を割らせていただいて16階層にということで、所得に応じたきめ細やかな保育料を払っていただけるような基準にしたものでございまして、国が見直しをとということで、当然来年大きく変わってまいりまして、今回算定しています

税額がかなり変わるということで、現時点でどのような形で新たな徴収基準を設けるかというのはちょっとお答えを申し上げられないところですので、従前国の徴収基準の20%を踏まえて、できるだけいろんな階層の、近隣の動向も踏まえまして、階層の保育単価を定めておるといことですので、ご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、3人目の無料化ということになると思ひますが、この部分については150万、金額も大きな部分だと思ひますが、今後保育料だけでなく野洲市の子育て支援として、また来年の国の基準、こういうものも見ながら検討をする必要があるかなということをお考へておひります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの野並議員の再質問にお答えを申し上げます。

1点目の頑張ってやっけていただひている学区にはそれなりの支援が必要だといひうなご意向でございます。今、既に内示を受けておひります委託金、補助金の確保できておひります枠の範囲内で、それぞれ頑張っけてやっけていただひている学区につきまして調整をさせていただきますたいと思ひておひります。

2点目の放課後（季節）子ども教室をどういひ形でされようとしておひるのかと、金額と責任体制についてといひお尋ねでございますが、基本的に対象者は市内在住の児童で、年間、夏休み、冬休み、春休みを通して参加できる児童ということにしておひります。また、場所につきましては、空き教室があれば各小学校の校区の小学校、ない場合にはその周辺の公的施設といひ考へ方をしておひります。定員につきましては、基本的には各小学校30名としておひりますが、学校の規模によりまして最大は40名ぐらひまで、あるいは最小は10名程度と、このようないことを思っけておひります。実施期間につきましては、それぞれ夏・冬・春休みの平日の月曜日から金曜日と。ただ、夏休みにつきましては、8月13日から15日、お盆の間3日間を除いたりとか、あるいは冬休みは年末年始のお正月の3日間を除いたりとか、そういうようない考へ方をいたしておひります。費用につきましては基本的には無料ですが、本人の傷害保険料、あるいは特別な活動を行う場合の材料費につきましては実費をいただきます。また、開設の時間を9時から5時といたしておひりますが、その時間外に登下校を希望される場合には、年間を通して9,000円をいただこうといひ形になっておひります。送迎につきましては、保護者の責任で送迎をいただくと。

先ほども申し上げましたけれども、夏・冬・春休みを通して季節子ども教室を実施する

わけですが、その中でも特に保護者の方の参画をいただきたい。安全管理ボランティアにつきましても、保護者にその当該校に1回以上行っていただきたいと思っております。また、安全管理対策としては、各校それぞれ安全管理マニュアルを作成いたしますし、その指導の体制としましては、各教室に大体5人の指導員と安全管理員を配置しよう。主任指導員を1人、指導員を2人、安全管理ボランティアを2人というふうな形を考えております。1日の終日の実施案でございますが、基本的には9時から9時半には出席の受け付けの確認でありますとか、あるいは名札の着用、帰宅時間の確認をします。そして、朝の会、健康観察とか予定確認をします。そして、朝の読書会をしまして、10時15分から休憩に入ります。そしてまた、10時半から自由学習時間として宿題なんかをやる時間を設けます。また、11時から休憩を設けて、お昼まで学年別の学習、そして昼の12時から1時までには昼食、これは弁当をそれぞれ子どもたちが持参するわけですが、そして長休みです。1時から45分は運動の時間、そして2時からフリータイムでレクリエーション、また体験学習、ものづくり、地域学習あるいは映画鑑賞と。地域ボランティアの方々との交流学習というのも週に1回程度考えて、4時半から5時には帰宅準備の時間としていきたいと、このように考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 野並享子君。

16番（野並享子君） 子育て支援センターについて、市長からあの建物の中で検討するということなので、あの場所が手狭でどうしようもないという認識をしていただき改善をして下さるということですので、早急にさせていただいて、20組ぐらいでイモの子を洗うような状況にならないように、せめてきたのの117平米ぐらいのスペースの確保は必要であろうかと思っておりますので、いつごろを目処にさせていただくのか。行政はよく検討とか言われて1年、2年経ってしまうというような状況がありますので、目処を聞かせていただきたいと思っております。

それと、今言われた子育て支援のグループへの、サークル活動への支援、3つのセンターが連携を図り行うということをおっしゃいましたが、そもそもあやめの保育園は月曜日の午前中だけしかしていないのですよね。円庭開放されているなんていうのは、それは言葉だけです。確かに来られても冬場なんかは外だけですから、廊下に入らないかといって声をかけていると。教室の中では保育園の子どもが保育されているのですよ。子育て支援に来た子はその廊下で遊んでいるなんていうのは、それは毎日行こうとか、また行こう

かというふうなことにはならないでしょう。そういう意味で、中主にきちっとした、いつ行っても部屋が確保されていて遊ぶスペースがあって、いつでもサポートしてくれる体制を私はつくりたいといけないと思うんです。それが全然今の話では目処をおっしゃりませんでしたよね。これはまだ永遠にこういう形で中主の地域ではそういうことをしようとしているのでしょうか。その見解を求めたいと思います。

保育料の軽減ですが、来年にはどっちにしても税源移譲の関係でこれの検討をしていただかなければなりませんので、本当に他市から見ても野洲は安いなと思えるような保育料の設定にさせていただきますように。それと3人目の保育料、拒む理由がわからないのです。何か今さっき言っておられる話も、何でいけないのかということをおっしゃらない。何でされないのですか。その部分を、150万円ぐらいのお金が出せないお金ではないというふうに言ったのですけれども、何で拒まれるのか、拒む理由をおっしゃって下さい。

放課後の子どもプランは、今言われたプログラム、スケジュールを一覧表にして渡して下さい。筆記のしようがありません。こういう部分はどういう中で検討がされていっているのか、保護者も交えてなのか、何か週に3日以上参加できる親と言われましたか、ちょっと聞きづらかったのですけれども、学童保育の関係とどう連携して、ひょっとしたら学童保育からこっちに全部来られるのと違うかなという、無料でここまでの体制をしてもらえるのだったら。けれども、定員が30から40という状況ですから、それも不可能ということで、子どもを結局は分けるわけでしょう。30から40の基準は何を基準にされるのかお願いします。

議長（田中栄太郎君） 時間が来ましたので、質問時間を打ち切ります。

市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(田中正二君) 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

改善の目処なのですけれども、今現在健康福祉保健センターは予防健診などこういうものを事業実施しております。そういった改善の部分で、平成19年度を一つの改修の目処として、20年度から整備できますよう関係者で協議をし、できることから改善、部屋等の対応はさせていただきたいなと、このように考えております。

それから、3つのセンターの連携の部分ですけれども、今のその部分につきましては現状はいつまでも続くということですが、この部分については園の特色として実施していただくということと、3つの園が連携してお互いにいろんな形の中で生活できる、そういう営み支援ができる、そういう営みをつくっていくことも大事な過程の一つではない

のかと、このように思っていますので、その辺で子育て支援の園長会議をしながら、よりよい子育てのしやすい環境づくりを目指していきたいと考えております。

それから、軽減の部分で3子目ができないのかというのですけれども、保育料につきましては、いろいろな情勢で制度を活用しながら国の1つの基準を参考に独自の施策としてやっております。そういう中で、現時点の課題につきましては、広域入所の問題も管内の保育担当行政マンとの話の中であって、そういうものを一定同じような均衡を図らなければならないと、こういう実情も現実問題として起こっております。その一つにも、3子目の問題、2子目の問題、こういうものも少子化対策の中でも出てくる問題でございますので、それとあわせて部長会等で、また担当者会議でよりよい方向で進めて、考えてまいりたいというふうにとらえていますので、現時点では現行の制度でということをご理解を賜りたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目の一覧表にしてというのにつきまして、開催あるいは実施いたします実施要領を、また後ほど配付させていただきたいと思っております。

それと、この要領実施の中身、実施案につきまして、どういう中で検討されているのかというようなご質問ですが、野洲市の放課後子どもプラン運営委員会というのを設置いたしております。運営委員会には学童の代表でありますとか、あるいは民生・児童委員さんでありますとか、自治連合会でありますとか、あるいはコミセン、地域子ども教室の方々、校長会、教頭会、そうした方々をメンバーとしてお願いをしております。

また、1教室30人ないし40人という規模は何を基準にというご質問ですが、基本的には各学校、学区内で確保できます施設の教室の広さ、あるいは確保できます主任指導員なり指導員なり安全管理のボランティアの人数にも関係して、こういうような人数、定員を定めております。

また、保護者の参画につきましては、夏休み、冬休み、春休み、それぞれ1回以上保護者の方に参画をいただくと、こういうようなお願いをしようと考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後3時07分 休憩）

（午後3時08分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長。

教育部長（南喜代志君） 30人なり40人の定員に絞り込む案につきましては、現在のところ抽選というような方法を考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第13号、第7番、川口東洋君。

7番（川口東洋君） 7番、川口でございます。

行政の文化化について、これまで二、三度質問いたしたと思いますが、質問いたします。

このたびの合併と今出てまいります野洲市自治基本条例の制定は、野洲市の行政を文化化する絶好の機会だということで質問をいたします。

まちづくりににつきましては、昭和50年代初頭に、それまでの都市の工業化から脱却して、市民文化の花咲くまち、いわゆる地方の時代へと移行しかけた時代だと言われております。その意味で、このたびの合併と自治基本条例の制定は、香り高い文化の花咲く野洲市を目指す絶好の機会を迎えていると思います。

これまでの文化行政から総括的な行政当局の連携による行政の文化化が、これまでの高度成長を目指して消費は美德というような世相の時代から、いわばものから失ったものを取り戻す質、中身、美しい自然、心温まる人間性を求める時代、豊かな文化性を求める時代が始まったと言えます。大都市中心から地方の時代へと移行し、住民参加による地方の時代の幕開けとなり、市民参加の明るい市政、市民自治、市民参加のまちづくりの声が高まってまいりました。

行政の文化化は、従来の文化行政、文化財の保護、あるいは芸術文化の振興にとどまることのない、人間生活におけるゆとり、安らぎ等の心のゆとりや豊かさを市民相互に育てて確かなものにしていく地域社会、地方自治体の建設を目指し、住んでいる人々の生活を生き生きとしたものに高め合う、そのための行政の仕事を推進、進展させる行政の役割が行政の文化化だと言われております。いわば、文化行政からの質的転換と一層の拡大、進展を図り、行政が積極参加をして文化を市民と共につくり上げていく努力のことであるとの定義がございます。地域社会の風土、伝統に基づく個性あふれる実践例は数多くあります。

以上のことにかんがみ、野洲市での具体的な、こうした行政の文化化に向けての手法について尋ねるものであります。

以上。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 川口議員の行政の文化化についてお答えを申し上げます。

行政の文化化につきましては、美術館や文化ホール等の箱物建設だけではなく、まちづくりに文化的要素を取り入れたり、自然や歴史を生かしたまちづくりに取り組むことなど、行政分野全体を文化的視点から見直し、個々の施策の中に文化性を積極的に取り入れることによりまして、豊かな自然や歴史、文化を次代に引き継いでいこうとするものであります。

以前実施いたしましたまちづくりについての住民アンケート調査では、住民の約7割の方が緑豊かな里山や川、青い琵琶湖、そしてのどかな田園風景など、自然と景観に恵まれました美しい風土と歴史、文化に恵まれたまちであることがまちの特性、誇りと考えておられます。また、8割以上の住民が、これからもこの野洲に住み続けたいと考えておられます。また、この調査におきまして、まちづくりのキーワードといたしましても、自然、環境を一番に挙げておられますことから、この住民の思いを行政施策に反映するのが市の責務と考えております。

また、この実現にあたっては、住みやすいまちをつくろうと願う市民、企業、行政が交流し、知恵や力を出し合う協働のまちづくりに取り組むための仕組みといたしまして、3月議会に野洲市まちづくり基本条例を提案させていただいたところであります。この条例の施行を契機といたしまして、市民のまちづくりの参画のための機会確保や積極的な情報提供に努めると共に、すべての行政部門において職員一人ひとりが文化的な視点を持って継続的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

具体的には、緑環境や水環境の保全と創造を図る事業の実施や、地球環境全体に配慮したライフスタイルの確立、環境と経済が両立する仕組みづくりや市民活動をさらに広げるための支援を行ってまいりたいと考えております。

3月に策定いたしました第1次総合計画には、政策理念である人権、環境、協働の具現化の方策を明示した他、計画を計画だけに終わらせないため、行政評価制度により進捗管理を行い、市民の参画と協働のもと、目指すべきまちの姿である「豊かな自然と歴史に彩られ人が奏でるほほえみ・ときめきのまち」の創造に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 川口東洋君。

7番（川口東洋君） 一応のお答えをいただいておりますところでもありますけれども、先ほど申し上げましたが、言葉の由来というのですか、意味合いが通じて趣旨を理解して実行していただけたということになれば、回答はあとは要らないわけでありましてけれども、当初申し上げました昭和50年代ごろ、いわゆるバブルが崩壊した時期に時の宰相でございました大平正芳さんですか、地方の時代の到来ということを政策の柱にしておられた。そのことに源を発しているのだというふうに思っています。

当時は、神奈川県の大井町市長、あるいはまた埼玉県の大井町市長とかが、そうして従来提唱されてこられました学者の方々が活発に啓発活動、あるいは行政の中で生かしていくことを実施されたのだというふうに記憶いたしております。その当時から、私もこのまちの議員として活動を開始させていただいたわけでありまして、当時琵琶湖の水質汚染を心配して、青い琵琶湖を取り返そうということで、記憶にございます方もあろうかと思いますが、画期的な市民参加の行事というのですか、住民参加の事業というのですか、「抱きしめて琵琶湖」に参加したことを思い出しているわけでありましてけれども、それは全国から注目もされましたし、今も脈々と県民生活の中には琵琶湖の水を守っていこう、大切にしていこうという生活文化が息づいてきていることだというふうに思っています。

琵琶湖湖岸の開発が進みました。上田金脈問題がちょうどそのころ発生いたしておりますので、ジャーナリストの小杉さんという方が主催されました上田金脈ツアーという催しがございますので、私もそのバスに乗り込んで参加させていただきました。京都の東山動物園に隣接する立派なお屋敷がありまして、その大きな門のところには監視カメラが置いてあったのですが、それが上田さんのお住まいだったというふうに説明を受けたところでございます。そして、それから始まりました問題の解決には、再生機構で頑張られた、あるいはまた瀬戸内の豊島の汚染対策で頑張られた中坊公平弁護士が、滋賀県側の代理人として上田金脈の事件の整理をしてお世話になったものだと記憶をいたしております。

そこで今、日本の国は心配をするような傾向に動きつつあるようでございますけれども、かつてこのまちの町長でありました宇野さんが、いつもお話の前に一隅を照らす者これ国宝なりという言葉を使われておられたのは、ご記憶にある方が多いと思うのですが、ある集会の場で参加者の方から、おまえさんはいつもそればかり言っているねというふうに詰め寄られていた。でも、宇野さんはこれは大事なことなのだと、比叡山の天台座主の伝教大師が言っておられた言葉だというふうに照れながら説明をしておられました。

せんだって、山崎市長もいつも人権と環境を土台にということで、行政の市政の理念と

いうふうにおっしゃっておられますが、これは非常に大事なことでございまして、環境破壊というのは、最大のものは戦争だと言われておりますし、人権を侵害するのもそうだとされています。でも、憲法の基本理念の中でしっかりとそれを守っていこうと、そのことを市長が行政の理念として、テーマとして持っておられるというのは大切なことで、続けてほしいというふうに願っているところでございます。

今、政策推進部長のお答えの中で、私の言わんとしていることも、言葉の解釈というのですか、文化行政と行政の文化化ということの違いについて述べていただいたと思うのですが、先ほども申し上げましたように、このたびの合併と自治基本条例、まちづくり基本条例の制定にあたっては、市民参加の大きな花が咲いて実が上がっていく、それが野洲の風土の中で香り高い文化のまちをつくり上げていく。行政と市民と協働のものがしっかりと誕生して、先ほど言われましたが、次代にしっかりと引き継いでいけることになるように確認をいたしまして、私の質問は終わっておきたい。理念さえご理解いただければもう答弁は結構でございますので、終わりたいというふうに思います。

ありがとうございました。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第14号、第11番、藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 11番、藤下でございます。

私は、地域医療の確立のためにということで質問をいたします。

今日、全国的に過疎地をはじめ地方の医師や看護師が不足し、それが地域医療の崩壊につながっていると言われております。半面、大都会の医療機関に医師や看護師が偏っている、いわゆる医療の地域間格差が拡大し、深刻な社会問題となっていることも事実であります。

地方の医師や看護師不足は、少子高齢化と相まって、社会的、経済的に広がっている地域間格差に一層の拍車をかけている状況であります。我が湖南地方においても、公立、民間を問わず、総合病院の産婦人科あるいは小児科、循環器科、神経内科などの診療科の医師が不足または欠員しているとか、あるいは救急患者の受け入れを縮小している病院さえあります。ひどいところでは、相次ぐ医師の退職でやむなく診療を廃止し、入院中の患者は他の病院に転院させたということでございまして、しかも再開の目処は来年以降、それも確約できていないという病院さえあるのであります。

野洲市の中核的な医療機関であります野洲病院も例外ではないようであります。例えば、人気の高かった産婦人科や小児科も、医師や看護師の不足によって危機的な状況であり、

また他の診療科でも同じような様子とお聞きしております。

半面、個人経営の医院や診療所は人口の増加と相まって、市街地を中心に急激にふえました。今後も続々と新規の医院が開院されるようであります。地域の医院や診療所が増加すること自体は、住民にとってたやすくかかりつけ医が確保できるということで安心が増え、大変喜ばしいことではありますが、半面、診療所や医院には医療能力に自ずと限界があることは否めず、今日のように診察や検査、あるいは治療が高度化、複雑化しており、病気への対応が極めて難しい中、結局重症患者は大病院へ転送されているという厳しい現実があるようであります。その結果、先にも申し上げましたように、地方の総合病院における医師や看護師が不足するという極めて深刻な事態が生じていると言っても過言ではありません。

そこで、以上のことを踏まえまして、以下のことを質問いたします。

まず、ただいま述べました医療の地域間格差と野洲市や湖南地域の医療現場のいびつな現状をどのように認識されているか、質問いたします。

次に、こうした医療の格差やいびつな状況が生まれた原因は何であるかをお聞きします。

野洲市まちづくりの大きなスローガンでもあります、市民が安心、安全で誰もが暮らしやすく生きがいのあるまちづくりのために、また憲法によって保障されている健康で文化的な生活を営むことのできる権利、そうした権利の具現化のために、こうした地域医療の不安や危機を解消し、地域医療を確立し、さらに安定させることは地方自治の大きな役割であると考えます。これに対しますご意見、方策を市長及び市民健康福祉部長に質問いたします。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 藤下議員の「地域医療の確立のために」についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の医療現場の状況については、医療制度について国や県において協議がされており、特に県では病院協会の会合の中で医師の充足状況などの調査が行われており、その実態が報告されております。どこの病院においても、医師、看護師の不足が続いている状況にあります。

2点目のこうした地域医療の状況をどのように認識しているかということにつきましては、医師、看護師の不足は全国的な大きな社会問題であり、本市の地域医療の中核病院で

ある野洲病院等においても同様で、厳しい状況下にあると認識しております。

第3点目のその原因は何かということではありますが、医師不足につきましては、2004年度からスタートしました大学医学部の新医師臨床研修制度改革で、研修医は自分の意思で研修場所を選択することが可能となり、大学附属病院だけでなく、臨床研修病院でも研修が受けられることになりました。研修医の多くが都市部の病院に集中したことであります。また、看護師不足については、重症患者に対する多い業務負担や勤務体制の厳しさなどがあります。これらが大きな要因ではないかと考えています。

第4点目のこれからの地域医療の不安や危機を解消し、地域医療を確立し、安定させる方策ではありますが、厚生労働省も、このことにつきましては対策を規制の緩和措置等で乗り切るなどの政策が検討されているようであります。また、県におきましては、意思確保対策として、本年4月に医師確保支援センターを新たに設置されました。看護師の確保対策につきましては、看護職員の要請、離職防止、潜在看護力の活用など、対策を講じられていますので、国や県の対策の動向を見ながら、病院や医師会とも連携して対応をしていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 再質問をいたします。

まず1点目に、ただいまの回答の中で、医師や看護師の不足ということは全国的にどこの病院でも不足しているという認識でありますけれども、果たしてそうでありましょうか。もう一度見解をお伺いしますが、特に私の知る限り、あるいはまた情報を得ている限りでは、大都市、しかも特定の病院とそうでない病院との格差、とりわけ地域間格差があるということを申し上げたいと思います。医師不足、看護師不足の現象というのは、特定の地域、特定の病院によって差が出ているということでありまして、今答弁にありましたような、どこの病院でもというような状況ではありません。その点、1点指摘をしておきたいし、また改めて認識を問いたいと思います。

実は私も成人病センターでご厄介になっております。ところが、先ほどもちょっと触れましたが、成人病センターの神経内科では、今まで大体5人ぐらいの医師が常駐されておりましたが、極端に昨年度あたりから医師が退職されました。最終的には本年3月で部長1人だけになりました。現在はゼロです。ですから、この間徐々に症状の軽い方からお住まいの近くの病院へ転院をしてもらおう。そういうことで、成人病センターでは湖南地方だ

けでなしに滋賀県の各地から患者が来られております。そうしたことで、不安を抱えながら住居の近くの病院に転院をされたということでございます。

そしてまた、卑近な例であります、旧中主町にお住まいの、60歳までの方ですが、50歳未満で心筋梗塞と脳梗塞を発病された方なのですが、車いす生活です。この方は成人病センターへ来るのに、奥さんの介護で来ておられます。この方も、神経内科の医師が全くおられませんので、近くの草津市の病院に最終的に部長の紹介で転院されております。通院で今のところやっておられますが、こうした成人病は、1つの病気だけで発症するということがありませんで、この方は高血圧、糖尿病、あるいはまた心臓疾患、いろいろな症状を抱えておられまして、草津の病院ともとの診断されておりました成人病センターの循環器科の先生とかけ持ちで受診されているわけです。今までですと、半日ぐらいの時間で1つの診療が終わったわけですが、草津まで行きますと往復約1時間半ぐらいかかるそうです。それから、一旦診療が終わりましたも、成人病センターの診療時間が済んでおりますので、また改めて予約をして診療を受けるということで、都合1回の診療で済んだのが2回、2日間費やしているということで、奥さんの仕事にも差し支えが出ていると、こんな状況であります。

そんなことで、1つの病院だけの影響ではなくて、いろんな方面でも影響が出てきておりました、近くにそうした大病院といいますと、滋賀医大、守山市民病院、そして野洲病院ということでもありますけれども、今申し上げた中で、滋賀医大以外のところは治療や突然の発作に対して極めて不安が多いということで、今のところ草津の病院に、近いということもありましてかかっておられると、こういうような状況であります。

そうしたことで、先ほどからも言っております医師の不足の問題を取り上げているわけなのですが、そうしたこともありまして、病院の看護師不足はどこの病院でも起こっているのではないということをお願いしたいと思います。

片や京都市内の、あるいはまた大阪市内の著名な病院、あるいはまた大きな病院では十分医師の方がおられますし、成人病センターの部長先生も大阪の病院に転勤をされたということでもあります。付け加えておきたいと思います。

それから、こういう例は京都府にも起こっているようでありまして、京都府の舞鶴市、人口が約10万を超えておりますが、その国立舞鶴医療センター、ここでも医師が3人から2人になったと。そして、隣接しております舞鶴市民病院の救急体制が廃止されたと、こういうようなことでもあります。そうしたことで、新聞報道にも出ておりますが、かなり

過疎地域、あるいは地方の病院の医師の不足ということは深刻な問題でございます。

そして、2点目のその原因についてであります。先ほど2004年度の研修医制度の改革ということで部長が答弁されました。それも大きな原因であろうと思います。今時の医師の卵は、より安易に、より報酬の高いところへ、仁術よりも算術にたけた玉も多いせい、か、そういうような安易で儲かるところに研修で行っているようでありまして、先ほども申し上げます循環器科、神経内科、産婦人科、小児科、いつ病気が起こるかわからない、そしていつ患者が来るやらかわからない、いつ出産するかわからない、そういう厳しい条件のもとには来ないというような状況であります。これも医療制度の改革というよりも改悪という状況ではないかと思えます。

そんなことで、病院の業務関係の過重労働だとか交代制の激務だとか、そういうことも部長の回答でございましたけれども、そうしたことについても、再度ご認識をしていただきたいと思えますので、そうした上に立ってこれからの対策というものを考えていただきたい、そういうふうに思います。

それから、野洲病院のことでもありますけれども、いろんな病院や県と相談してということではありますが、具体的にどういうふうな対策をとろうとされているのか、その辺についてももう一度具体的な説明をお願いしたいと思います。

そういうことで、医師、看護師の不足に対する病院や医師会との連携、これももう少し突っ込んだ対策についてどういうふうな見解を持っておられるのか、またどうした対策をとられようとしているのか、改めてお聞きしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 藤田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきました病院の格差の問題ですけれども、やはり地域格差はそれぞれの状態で起こっているのが、個々のケースで起こっているのが現実の問題です。ちょっと回答の中では一般論として総体的な面でお答えをさせてもらったような状況でございます。そういった実情の中で、個々のケースにおいて対応しなければならないことは十分認識しておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、藤下議員の部分でいろいろな状況、野洲病院の状況ということで、国の取り組み等の状況、あるいは県下の情勢についてお答えをさせていただきたいと思えます。

国の状況につきましては、平成14年度の厚生労働省の受診行動調査では、この30年間で病院の外来総数は12%増加したのに対して、診療所では13.5%減少しております。

す。また、病院の外来を受診する患者を細かく見ると、その5割強が中規模病院を受診している。さらにそれに大規模病院と特定機能病院を加えると8割弱が受診しているという結果であります。従来から言われている住民の大病院志向はデータの上でも確認できるということで、これもかかりつけ医さん、開業医、それから一次病院、二次病院、高次病院と、こういうふうな一つの社会の流れがあって、こういう啓発が足りないということも一つではないのかなと思います。

このことから、医師や看護師不足の取り組みの一環として、今後市民に診療所、病院受診のあり方等の見直し、軽微な病気は診療所でということで、どうしても検査等を必要とする病気は病院で受診するなどの区別をしていただくよう、市民啓発も重要なかなめであろうかということをとらえて進めてまいりたいというふうに考えております。

また、市行政の関係部と野洲病院で構成する地域医療推進委員会においても、医師、病診の連携の中でこういったことを、取り組みの検討を行って進めてまいりたいと考えております。

また、広域的な取り組みにつきましては、市長会や湖南4市の部長会議等で医師、看護師の不足問題について議題とすると共に、国や県に対して病院や医師会等と共に連携、要望を行っていきたいと考えております。

また、6月6日には、市長会で、政府要望として医師等の確保対策に関する緊急要望として、近年新医師臨床研修制度の発足を契機として、自治体病院をはじめとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと、診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっているというようなことで多々あるのですけれども、そういった緊急要望をさせていただきながら取り組み強化をしていきたいというふうにとらえております。

また、野洲病院の医師確保対策につきましても、滋賀医大等、市長自ら同行しそういった要望活動も参加しておりますので、地域医療の充実のために今後も努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

終わります。

議長（田中栄太郎君） 藤下茂昭君。

11番（藤下茂昭君） 再々質問なのですが、先ほどの答弁の中で、厚生労働省もいろんな対策を規制の緩和措置で乗り切るといような答弁がありました。これについて先ほどちょっと触れられたように思いますが、もう少し具体的な状況、それからいろんな対策、そうしたものがあればお教え願いたいと思います。

そして、本市の取り組みについては、このたび策定されました野洲市総合発展計画の中で、たしか64ページ、健康のまちづくりの推進という中で、がんとか心臓病、脳疾患等の発症予防と早期発見、早期治療の体制整備の必要性が基本的な認識であると位置付けています。さらに、施策の柱、65ページですけれども、その中では健康の保持、増進のための体制強化と地域医療の充実、促進を掲げということで、早期発見に向けた検診等の充実には、ですが、医療機関との連携を密にし、利便性の向上など市民が検診を受けやすい体制の充実に取り組むと。あわせて保健、医療、福祉の連携により、3者が恒常的に連絡、調整を図り、健康づくりの問題を共有できるよう、体制の強化に取り組むと。それから、地域医療については、かかりつけ医制度の普及に向け、市民意識の醸成を医療保険者や医療機関と協調して図る他、小児科や産婦人科などの機能、サービスの確保に向け支援しますと、こういうことで、ただいま部長もその一端というのか、思いを述べられたと思いますが、先ほどの一般質問の中で、地域医療推進委員会、5月16日に行われたというようなことがございましたが、その中の様子等について、こうした医師不足、看護師不足に対するいろんな意見交換があったのか、なかったのか、あるいはその結果について答弁をお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、この医療機関の不安というものは、本市のまちづくりの大きな対策の一つであると思います。本市の人口が伸び続け、しかも住みたいという方が多いというような先ほどのいろんな意見の表明がございました。あるいは現状の報告がございましたが、そうした中において、こうした医療不安がありますと、人口の増加どころか若い人たちが他の市町村へ行ってしまいますし、あるいはまた、お年寄りも安心して暮らすということができなくなってしまいます。

そういうようなことも踏まえて、最終的なご判断、市長の思い、そうしたものをあわせてお聞かせいただくと同時に、医師不足、看護師不足の解消に向けて地域医療の確立のために、最大といたしますか、緊急の対策をとっていただきたい。そういうことを要望いたしまして終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 再々質問にお答えさせていただきます。

国の動向の部分には新医師の確保総合対策ということで説明いたしました。その中には、小児科、産科の集約化、医師派遣システムの構築、医学部の地域枠拡大、医学部の定員増

と、こういう主なものが、それからもう一つは自治医科大学の定員増、これも100名の増を図ると。また女性医師の就業支援では、院内保育所の利用という、そういう面での取り組みをされています。それから、県におきましては、医師確保総合対策として約9,600万円の予算措置をされまして、地域医療対策の推進、医療確保システムの構築、魅力ある病院づくり、女性医師の働きやすい環境づくり、積極的な医師の養成、働く意欲を引き出す職場環境整備、臨床研修医受け入れ事業という項目の中で、今現在19年度を取り組んでおられます。

もう一方、野洲市でご質問がありましたように、5月16日に、医師確保についての会議がなされたのかということで、地域医療推進委員会、先ほども回答で申し上げましたように、私も、新しいメンバーに変わりましたのでということで、今現在の推進委員の確認事項をさせていただいていると同時に、その推進委員会の目的とかそういうものをもう一度認証しながら進めていくということと、平成19年度の野洲病院の事業の取り組み、これについてをお互いに共通認識、情報共有をして共に進めていくという考え方の中で会議を持たせていただきました。今後は今言われましたような医師確保の面と、また現在起こっています病院の病棟の新築等の問題等も含めて、また協議を早急にやっていきたいととらえておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時55分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年6月13日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 原 田 薫

署 名 議 員 林 克